

独立行政法人評価分科会（平成19年9月21日開催）議事録

1 日時 平成19年9月21日（金）13時30分から18時20分

2 場所 虎ノ門パストラルホテル プリムローズ

3 出席者

（独立行政法人評価分科会所属委員）

富田俊基独立行政法人評価分科会長、樫谷隆夫独立行政法人評価分科会長代理、森泉陽子独立行政法人評価分科会委員、縣公一郎、浅羽隆史、稲継裕昭、岡本義朗、梶川融、河村小百合、黒川行治、黒田玲子、鈴木豊、田淵雪子の各臨時委員

（総務省）

関有一行政評価局長、若生俊彦行政評価局総務課長、白岩俊評価監視官、清水正博評価監視官、岩田博調査官、細川則明調査官

4 議題

- （1） 見直し当初案に関する府省ヒアリング（経済産業省、環境省、財務省）
- （2） 報告事項

5 配布資料

- （1） 見直し当初案＜経済産業省所管3法人（日本貿易保険、中小企業基盤整備機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構）＞
- （2） 見直し当初案＜環境省所管1法人（環境再生保全機構）＞
- （3） 見直し当初案＜財務省所管4法人（造幣局、国立印刷局、通関情報処理センター、日本万国博覧会記念機構）＞

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので、ただいまから、政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会を開会いたします。

本日の分科会は、一昨日に続きまして、今年度の見直し対象となっております35法人の見直し当初案に関する府省ヒアリングの一環といたしまして、経済産業省所管3法人、環境省所管1法人及び財務省所管4法人の見直し当初案に関するヒアリングを行います。合計8法人でございます。

前回の分科会の際にも申し上げましたとおり、今後、当分科会といたしまして、主要な事務・事業の改廃に関する勧告の方向性の検討を行っていく上で、非常に重要な意味合いを持つものと考えておりますので、委員の皆様方のご協力を何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、経済産業省所管3法人の見直し当初案につきましてヒアリングを行います。本日は、経済産業省・石黒審議官をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

最初に、日本貿易保険の見直し当初案につきまして、その主要なポイントについて、経済産業省からご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の都合もございますので、ご説明は5分程度でお願いいたします。

○ 石黒審議官

ご紹介いただきました経済産業省政策評価審議官の石黒と申します。よろしくお願いいたします。

今、分科会長からお話ございましたとおり、本日は3法人についてご説明を申し上げたいと思います。

最初に、日本貿易保険につきまして、ご説明申し上げます。これは、来年度に中期目標期間が終了する法人ではございますけれども、「骨太2007」の方針を受けまして、前倒しで見直しを行っております。それから、2番目に、中小企業基盤整備機構をご説明申し上げます。これも、同じく、来年度に見直しが来るものでございますけれども、前倒しで見直しております。それから、3番目に、新エネルギー・産業技術総合開発機構につきまして、ご説明申し上げます。これは、本年度をもって中期目標期間が終了する法人でございます。いずれも、8月10日に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針の内容を反映いたしまして、見直しをしたものでございます。

それでは、各法人の見直し当初案の内容につきまして、担当から順次ご説明を申し上げたいと思います。

○ 岸本貿易保険課長

貿易保険課長の岸本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

限られた時間でございますので、メリハリの効いたご説明をいたしたいと思いますが、ご説明申し上げたいことが一言ではなかなか尽くしがたいところもございますので、至らぬ点があった場合にはご容赦いただき、ご質問を頂戴できればと思っております。

お手元の資料1-1-1に、見直し案を簡単に1枚にまとめたものがございます。こちらを用いましてご説明させていただきたいと思っております。なお、詳しくは、資料1-1-2をお読みいただければご理解いただけるように書いているつもりではございます。

まず、貿易保険とは何かということでございますが、一番上に「I. 現状に関する基本認識」がございまして、貿易保険は、日本の企業の貿易投資、資源の確保を支援するために、民間の保険では担いきれないリスクをカバーすることを目的に設立されたものでございまして、従来、通商産業省が行っていたものを、平成13年に分離独立して、独立行政法人形態で行うこととしたものでございます。

保険の特徴は、2つ目のところでございますが、戦争や為替取引の制限、大きな案件といったようなリスクをカバーすること、それから、債権回収でございまして、これは、リスクの性格上、事故が発生してから長期間をかけて政府間の交渉を通じて回収していくというような性格を有しております。

右にグラフがございまして、支払保険金と保険料回収につきましては、保険でございまして、収支相償を前提としております。ご覧頂ければ一目瞭然でございますけれども、非常に長期間にわたって回収を行っております。ちょうど最近になって回収ができて、収支がよくなってきた状況でございまして、最大時には、6,800億円の借入を行ったということでございます。このために、国の信用力と交渉力がなくては維持できない制度で、民間の保険事業とは本質的に事業構造が異なっているものでございます。

現在の独立行政法人の枠組みでございまして、これは、独立行政法人という形態によって、NEXI（日本貿易保険）が、国策を勘案しながら、引受等の業務を行いつつ、公務員ではできないような専門性の向上を図れるという形をとっているものでございます。

国が再保険制度という形で、今90%のリスクを取っているわけでございますが、これによりまして、日本貿易保険の出資金を最小限に抑えて、資本効率良く事業運営をする一方、保険のてん補率や、自己で10%リスクを取ることで、ややテクニカルでございまして、モラルハザードによる事業運営の非効率化を防ぐという非常に巧妙な仕掛けになっていると自

負しております。

最近の保険金支払の例でございますが、右の下のところでございます。80年代から3,000億円程度の大きな事故が発生してございまして、こうしたものは、やはり政府でなければなかなか賄いきれないものではないかと思っております。

日本貿易保険は、今、2期の計画に入っておりますが、今度の見直しが2回目になるわけでございますが、1期目が平成13年から17年、2期目が平成17年から21年でございまして、そこに取引実績と最近の状況を整理してございます。

時間の関係で割愛させていただきますが、ポイントだけ申しますと、1期は、右の2つの箱、商品性の改善・サービス向上、業務運営の効率化といったことを主眼にしてございまして、最近ではそれに加えまして、2つの特徴があると思っております。

1点目が、貿易保険に対する最近の政策ニーズを反映して、重点戦略分野への戦略・重点化をしていることでございます。資源・エネルギー総合保険という形で資源確保のための案件の引き受けを行う、それから、EPAなどアジアの経済連携強化が図られる中で、アジアに対する事業の実施を強化しております。

2点目が、平成17年4月以降、民間でできる分野については民間に委ねていくことで、民間参入を進めてございまして、その関連で、販売委託といった制度を通じてノウハウを民間に伝授するとか、輸出保険の包括保険の選択制を導入いたしまして、民間がより参入しやすくなる制度環境を整えているところでございます。

2年目になっております現状では、貿易保険の年間保険料収入は400億円でございますが、そのうち民間参入の現状につきましては、この5%超、大体20億円でございます。依然として低い水準にはとどまっておりますが、少しずつ伸びている状況でございます。保険の内容につきましては、短期が中心であるとか、リスクの高い国については制約があるといったところで、そういったところでも民間のできることはやや限界があるような部分も見られております。いずれにいたしましても、行革推進法で、民間参入の一層の促進を図り、民間に委ねることが可能なところは民間に委ね、平成20年度末を目途に、関連する制度の改正を検討することになってございまして、その方針で臨んでいるところでございます。

見直しの方向、ポイントでございますが、そちらに4つ記載してございます。

1つ目は、業務の更なる重点化でございまして、環境・省エネや様々な重点分野について、より重点化を図っていきたいということでございます。

2つ目が、民間参入の促進と制度の見直しでございまして、行革推進法の考え方に従いまして、販売委託などを通じて、民間参入の一層の促進を図りつつ、20年度末を目途に具体的

な制度改正を検討していく。その際には、ユーザーの声を十分踏まえながら検討していきたいと考えているところでございます。

それから、業務運営の一層の効率化についてです。まず委託業務につきまして、従来貿易保険は、経済産業省から切り出されて、150人程度で事業を実施しているものですから、効率性の観点から、随意契約の割合が非常に高うございましたけれども、透明性が求められる中で、委託業務については抜本的な整理を行い、委託する場合には、原則として一般競争入札により行う方向で考えております。

それから、給与体系につきましても、平成22年度までに17年度比5%の人員削減を行うことに加えまして、給与体系の見直しを検討する方向で考えてございます。

それから、業務運営の効率化に関しましては、名古屋支店については、平成16年に閉鎖しております。大阪支店については、中小企業向けのサービスの質の向上・効率化を推進していくことで考えております。それ以外にも、外部委託の活用や情報システムの活用を進めていきたいと考えております。

それから、サービスの向上、財務基盤の強化でございますが、サービスの向上につきましては、日本貿易保険をそもそも独立行政法人化させた最大の理由の1つでございますので、一層のサービス向上に努めていきたいと考えております。数値目標の設定によって、サービスの質を上げていきたいと思っております。財政基盤の強化につきましては、現在のところ収益はよい状況ではございますが、大きな事故が起きると一気に悪化いたしますので、そこはリスク分析体制や財政分析体制の強化を図って、財政基盤の強化を努めていくことが必要であると同時に、保険料率につきましては、長期的な収支相償の観点に留意しながら、経済環境の変化、財務状況も勘案して、適切な料率設定を行っていく方針でございます。そのほか、情報開示の充実や内部統制の強化にも努めていくと考えてございます。以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました日本貿易保険の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どうぞお願いいたします。

○ 黒川臨時委員

ありがとうございました。日本貿易保険につきましては、もう過去5年ぐらい見させてい

ただいております、貿易保険の特殊性も、我々として、かなりの部分理解しているつもりでございます。

そこで、この見直しの方向の中で、いろいろ考えていただいているわけですが、特にこの業務委託についてご質問させていただきます。

これにつきましては、まず、そちらの当初案において、原則として一般競争入札により行うと書いてございますが、この「原則」という言葉の意味を具体的にまずご説明していただきたいと思います。また、一般競争入札になじまない性質の業務委託は、その反対になるわけですが、では、それはどういうものなのか、この辺をもう一度確認させていただきたいと思います。

それから、2番目に、これは最大の懸案で、前回のヒアリングのときにも指摘したのですが、財団法人の貿易保険機構との間の業務分担を明確化して、本来NEXIで行うべき業務は、NEXIへの内製化を進めることが適切ではないかと前回も言ったように思うのですが、それについてご見解をお伺いしたい。

それから、この財団法人とこの日本貿易保険との関係について、契約面のみならず、財団法人の在り方も見直すことで、高コストからの脱却とか、資金の流れの透明化、業務運営の効率化を図ること——これは、同じようなことを2番目と言っているわけですが、この点について、抜本的に見直すご計画はないかお伺いしたいと思います。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 岸本貿易保険課長

まず、業務委託の関係でございますが、原則として一般競争入札については、国と同様の基準を適用することで考えておまして、既に規定につきましては改正済みでございます。それに則って1つ1つがどうなるか当てはめでございますが、貿易保険はシステム開発が多うございますので、こうしたものの運用管理については、これまでなかなか随意契約でないといけないのではないかということではございましたけれども、ノウハウを高めて、そうしたものについても一般競争入札に移行できるように、今勉強中でございます。結論についてはまだ出ておりませんが、抜本的に随契比率を引き下げられるのではないかと考えてございます。

それから、2点目でございますが、黒川先生から非常に有意義なコメントを頂戴いたしま

して、まさにおっしゃっていることはごもっともだと思いますものですから、内製化も含めて現在検討しております。ワーキング・グループから報告を受けていないかもしれないので、こちらの方で申し上げますと、NEX Iに定員管理がかかっておりまして、なかなかその内製化をするにしても、どうやって定員を手当てするかといった難しさがあるわけではございません。しかし、そうしたことを乗り越えて、このところは関係をきれいにしていきたいと思っております。随意契約については、廃止するつもりでございます。

それから、機構の在り方につきましては、今、NEX Iからの外注、随意契約はやめるつもりでございますけれども、そのやり方について詳細を検討しているところでございます。明確になったところで、次に機構がどうするのかを、内部で検討するとは思いますが、おっしゃったとおり、透明性を求められていることは重々承知しておりますので、そういったご指示、そういったご意見に沿ったような形で考えていきたいと思っております。

○ 富田分科会長

黒川委員、よろしゅうございますでしょうか。

○ 黒川臨時委員

とても前向きなご意見をいただきまして、ありがとうございました。

前回のヒアリングでも申しましたように、この財団法人は、法人の収入のうち、ほとんど8割ぐらいがNEX Iからでしょうかね。それから、経済産業省からの収入もございまして、また、有給役員の出身者も経産省のOB3名で、世間から見ても大変誤解を受けそうな状況にあるので、是非ともここはしっかりと頑張って、透明性を高めた組織の在り方にさせていただきたいと思っております。

では、次に、今度はNEX I自身ですけれども、2つ程ご質問させてください。

まず、大阪支店でございます。業務運営の効率化の推進のため、名古屋支店を平成16年に閉鎖したばかりで、ここでまた次に大阪支店がどうだということも、そちらも次から次へと大変だなと思うかもしれませんが、私どもの事務局で知り得る情報で調べてみたところ、効率性の点で疑義があります。営業関係の職員が本店は44名いて、大阪支店は13名、どのくらい引受件数があるかという、本店は約21万2,000件、大阪支店が4万2,000件ぐらい。1人当たりの引受件数を見ると、本店は4,830件ぐらい、大阪支店は3,200件。それから、引受額を見ると、本店は14兆1,900億円ぐらいで、大阪支店は4,200億円ぐらいなのです。ですから、1人当たりの引受額で見ると、本店が3,225億円に対して、大阪支店は326億円と、10

分の1しか引き受けていない。もちろん、これは、中小企業が大阪支店は多いとここにも書いてあり、中小企業向けだということは分かるのですが、それにしても、1人当たりの引受件数も、概略で1対0.7ぐらいでしょうか、このように差があるので、効率性から見ると、ここで大阪支店を何とかできないか。この組織の改廃を含めて、または、人員削減、もう一層大阪支店の努力があってもいいのではないか。要するに、1人当たりの引受件数も0.7ぐらいですから、もう少し効率性を高める方策はないものか、改廃を含めてご検討いただけないかが1つ。

それから、給与体系の見直しについては、5%の人員削減を図ることで、総量として下げることが明言されておりまして、大変評価いたしますけれども、当委員会ではラスパイレース指数も注目しております。これが140近くに達しておりまして、数ある独法の中でも最高水準に達している。これについて、そちらは特殊な能力のある方々がいるということではあります、それにしても、これは高すぎるのではないのでしょうか。この辺について、どのような考えをお持ちなののでしょうか、この2点についてご質問いたします。

○ 富田分科会長

それでは、簡潔にお願いいたします。

○ 岸本貿易保険課長

大阪支店につきましては、ご質問いただいたように、本店との比較においてはそういうことかもしれませんが、支店のみの収支で見ると、現状収益はよろしいので、黒字ではないかと思っております。また、大阪は小さいもの、東京では大企業を相手にしているということで、単純な比較もできないとは思ってございますが、おっしゃるとおり、効率化に努めることは重要でございます。これまでも、26名いた人員を13名まで効率化しておりまして、今後、何ができるかについては、検討していくべきだと考えてございます。ただ、廃止は、なかなか難しいのではないかと考えてございますし、中小企業に対するアウトリーチの重要性を考えますと、それがいいのかどうかも悩ましい問題だと思っております。

それから、給与体系につきましては、これもワーキング・グループでもご議論がありましたとおり、いろいろと目立つことは重々承知しておりますので、何とか引き下げの努力ができないか、それから、公務員の出向者などについて工夫ができないかについては検討させていただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

どうぞ、岡本委員。

○ 岡本臨時委員

今の黒川委員のご質問に若干補足させていただいた上で、もう1つ別のお話をしようと思います。

先ほどの中小企業に特化した大阪支店ですけれども、私どもの事務局で調べていただきましたら、大阪支店で引受可能な保険は中小企業輸出代金保険がおありになるのですが、これの件数が意外と少ないのではないかなと思います。これは間違ったら訂正していただきたいのですが、年間で160件程度だと聞いておりました、先ほどの黒川委員がご指摘された4万2,000件に比べて、数としては非常に少ないので、果たしてこれが、大阪支店が中小企業向けの支店として維持すべきなのかどうかは、その点からもデータ等々のご提出、または、ご説明いただきたいと思います。これは後でよろしく申し上げます。

それから、もう1点ですけど、先ほどのご説明の中であまり具体的におっしゃらなかった点を申し上げますと、行政改革推進法において平成20年度末を目途に、具体的に貿易保険全体の改正をされるということ、これは具体的に検討するとおっしゃっていますので、現状で結構でございますが、どのようなアクションプランを考えいらっしゃるのか。今は平成19年ですから、どのような計画をお持ちなのかご説明をお願いしますでしょうか。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 岸本貿易保険課長

まず、中小企業のご関係でございますが、中小企業輸出代金保険は、保険の名称に中小企業と付いていますので、これだけが中小企業のように誤解されるところはございますけれども、これは中小企業を特にターゲットにして、銀行と連携する保険種でございますので、そのほかの保険が中小企業を含んでいないわけではございません。その他の保険についても中小企業が加入しておりまして、かつ、そこそこの割合だと認識しております。

それから、今後の道筋でございますが、こちらにつきましては、テクニカルでございますけれども、包括保険制度の見直しを今年度より実施しておりまして、この状況を見極めた上で判断すべきものと思っておりますので、現状ではなかなか先のことを申し上げることがで

きにくい状況ではございます。ただ、ユーザーの声を聞いて進めていくのが重要だと思っていますし、今、現状におきましては、例えば、共同保険みたいなものを作ってほしいとか、そういう要望が上がってございますので、こういったことを真摯に考えて、応えていくことが重要ではないかと思っています。

○ 岡本臨時委員

見直しという意味において、民間の企業への開放と、ユーザーの声を反映した制度改正がうまく説明がつくように、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでございましょうか。

よろしゅうございますでしょうか。それでは、日本貿易保険につきましては、ここでいったん議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、中小企業基盤整備機構の見直し当初案の主要なポイントについて、ご説明をいただきます。時間の関係もございまして、ご説明は5分程度でお願いいたします。

○ 餅田企画課長

それでは、説明させていただきます。中小企業基盤整備機構でございます。

中小機構でございますけれども、16年7月に3つの法人が独立しまして、中小企業基本法で定める3つの柱に従いまして、事業を進めているところでございます。

見直し当初案の22ページの廃止する分野でございます。中小機構施設整備補助金と言いまして、インキュベーション施設の整備でございますけれども、これは中小機構に交付先を限っている補助金がございますが、これについては、19年度をもって廃止いたします。

それから、繊維関係の構造改善事業がございますが、これは22年5月までに終了させ、これも廃止するというところでございます。

それから、助成事業の中にスタートアップ助成金という、企業が新しいものを作るときに助成するシステムがございますが、これも20年度をもって廃止いたします。

そのほか、直接出資・債務保証がございますが、ここに書いているものについて、平成20年度にこれも廃止いたします。

産業用地業務と申しまして、産業用地を提供する業務がございますが、これも26年3月をもちまして廃止することにしております。

民営化につきましては、中小機構が行っている業務は収益性がなく、金融的業務においても民の補完、呼び水効果でやっておりますので、これについては、採算性の観点から、民営化は困難と考えております。

官民競争入札のところでございます。これは、既に研修事業で、中小企業大学校の中の1つ、旭川校、これは北海道でございますけれども、ここで市場化テストのモデル事業を実施しております。この成果をもとに、次期計画ではすべての大学校の企業向け研修に市場化テストの導入を図ることにさせていただきたいと考えております。

それから、他法人への移管・一体的実施のところでございますが、これは、中小企業に対する総合的支援を行う唯一の機関でございますので、他の法人への移管・一体的実施の可能な業務はないと考えております。

その他でございますけれども、ハンズオン支援等事業がございますけれども、専門家によりまして、中小企業に対しいろいろな施策、いろいろな支援を行う事業のところでございますが、このところは都道府県が力をつけている分野もございますので、そこについて、都道府県との役割分担をしっかりといたしまして、都道府県では支援ができないようなところ、それから、政府の施策に直接関係するようなところ、マッチングなどで全国ベースで行う方が効率的なところ限定してやらせていただきたいと思いますと考えております。

また、共済事業についてですが、これは小規模企業の共済事業と倒産防止の共済事業がございますけれども、ここにつきましては、繰越欠損金が多うございますので、これを削減することに注力させていただきたいと思っております。

また、その下に、高度化事業を書いておりますけれども、融資事業、昨年の見直しの中でやらせていただきましたが、平成17年度末の不良債権を22年度までに半減する目標に向けて、しっかりやっていきたいと思っております。

ファンド事業がございますけれども、これも外部の専門家の力を借りまして、評価手法等の検討を進めて、しっかりと対応していきたいと考えています。

また、その他、組織の見直しのところがございますが、その3段目に書いておりますものでございますけれども、今の中期目標期間中に産業用地事務所を3か所、開発所3か所を全廃して、支部に統合することで縮小していきたいと考えております。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきました中小企業基盤整備機構の見直し当初案につき

まして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いいたします。

○ 稲継臨時委員

どうもご説明ありがとうございました。今、総括表の22ページのところに基づいて、たくさんの事業の見直しのご説明をいただいたわけですが、私からは、3点ほどお伺いしたいと思います。

1つは、この見直し当初案によって、機構の組織、人員の合理化がどの程度進展すると予測しておられるのか。これを具体的に数字でお示しいただきたいと思います。これが1点目でございます。

それから、2点目でございますけれども、中央と地方の棲み分けという観点から言いますと、例えば、窓口相談とかビジネスマッチングなどにつきましては、中小機構のみならず、都道府県の中小企業支援センターですとか、あるいは商工会議所など、地域支援機関においても行われているわけですが、中小企業という地域に密着している事業展開の特性から考えますと、中小機構よりも、地域支援機関、都道府県又は政令市ですとか、商工会議所といった機関の方が優位性を発揮し得るのではないかと考えられる面も多々あるわけです。また、地方分権を進展するという点から考えましても、以上のことは裏付けされるのではないと思うわけですが、機構はこのような窓口相談業務、あるいはビジネスマッチングについては、業務を撤退し、地方に任せるということを考えられていいのではないと思うわけですが、この点についてのご見解をお伺いしたいということが2点目でございます。

3点目ですけれども、研修事業、大学校の研修事業ですが、この総括表のところの文言をよく見ますと、次期目標期間中に「すべての大学校においてすべての研修の市場化テスト導入を図る」とは書いていなくて、「すべての大学校において企業向け研修への市場化テスト導入」と、この微妙な文言が入っております。この企業向け研修は、すべての大学校のすべての研修の何%ぐらいを占めるのでしょうか。それを教えていただきたいと思います。そのパーセンテージが100%でないとしたら、なぜ企業向け研修だけ特化して市場化テストの導入となっているのか。私としては、すべての大学校のすべての研修について市場化テストを図ることを考えられていいのではないと思うわけですが、いかがでしょうか。この3点についてお伺いしたいと思います。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いいたします。

○ 餅田企画課長

組織の合理化についての一番最初の質問でございます。まず、廃止のところでございますけれども、これは、関係の部署、それから人員の配置が廃止されますので、この時点で、その部分は少なくなります。

○ 稲継臨時委員

具体的に何人ぐらい少なくなるのですか。

○ 餅田企画課長

ちょっと、今、何人少なくなるというのはすぐに出てこないのですけれども。

それから、あと、一番右側でございます開発所、それから事務所のところに張りついている方については、少なくとも1人ずつは、張りついておりますので、この人たちについては、その業務がなくなるか、支部で引き続き行うことになります。

一方で、中小企業に対する業務ですけれども、毎年新たなものが加わっておりますので、それに対応していきたい。そして、独法全体にかかっている人員削減がございますけれども、それにも対応すべく調整をしてみたいと思います。

○ 岸本経営支援課長

それでは、残りの2番目と3番目の点について、私からお答えを申し上げます。

まず、地域のセンターとの重複、または、地域センターへの移管でございますけれども、これは地方分権委員会でも昨日ご審議をいただきましたところでございます。私ども考えておりますのは、今現在、各県センターから機構に引継案件が現に来ておりますし、県によっては支援機能のかなり高いところや低いところがございますので、現時点で地方にすべて移すことは困難であろうと思っております。具体例としましては、株式公開にかかわるものですか、首都圏の販路開拓にかかわるもの、または、技術的に高度な支援が必要なものというものを中心に機構が支援を行っているわけでございます。

それから、研修事業の市場化テストについてでありますけれども、企業向け件数にかかる職員数又はその予算面でどの程度のウェイトかは、今手元に資料がございませんので、後ほど確認の上、提出いたしたいと思っております。研修機関向けの部分について引き続き大学校でと

考えておりますのは、研修機関の職員の方は、最新時点の都道府県又は国の中小企業施策について通曉していただくことが研修の趣旨でございます。この点については、普段から中小企業庁又は各地域における支援機関と接点を持っている機構自身が担当することが適当だろうということで、市場化テストの対象から除外をしてございます。

以上でございます。

○ 富田分科会長

稲継委員、よろしいでしょうか。

○ 稲継臨時委員

具体的な数字が全然出てこなかったのも、後で事務局を通じて必ずお出しいただきたいと思えます。

それから、最後の点については、まだ私は納得ができなかった部分がございます、文言上、市場化テストという言葉が出ていますのですけれども、この企業向け研修の割合が非常に少なかったら、実質上、市場化テストはほとんどやっていないに等しいことになりますので、その点だけ申し上げておきたいと思えます。数字は、後でまた事務局を通じて出していただきたいと思えます。

○ 富田分科会長

それでは、岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

ありがとうございます。それでは、幾つかご質問をさせていただきます。

中小機構の場合、この機構がもう存在する意味がないということではないと思うのですが、問題にしていますのは、同じような業務をいろいろな主体がやっていることだと思っております。先ほどから議論になっているのは、地方との関係ですけれども、それで、1点気になることを申し上げますと、今日のご説明では、組織の見直しに係る具体的措置で書かれていらっしゃるのですが、将来的に中小企業のニーズを的確に反映するため、全職員の5割以上を重点的に支部に配分すると書かれて、この支部は、やはり地方にあるわけですね。そうすると、中小企業庁あるいは経済産業省で、地方公共団体がやっていたらっしゃるような施策と、機構がやっている施策をどういうふうに考えていらっしゃるかは、やはり一定の考

え方を体系的にお示しいただけないかなと思います。

それから、もう1つは、国との関係ですけど、まだ質問で出ておりませんでした。中小企業ものづくり支援事業が、経済産業省でもやっていたらと思うのですが、国の施策と同じような機構の事業もやはり国との関係においても存在しているように思いますので、重複することが悪いとは一概には言えないと思うのですが、なぜ重複して似たような事業をやらなければいけないのかという質問でございます。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 岸本経営支援課長

2つお尋ねがありましたが、1点目ですけれども、国と地方でどのように役割分担をするかについては、中小企業支援法がございまして、毎年度、国で支援の基本方針を定めた上で、国の事業としてこういうことをする、機構としてこういうことをする、県については、これに即してこういうことをしていただきたいということで、毎年PDCAを行うことになっております。そこで、実際に国と県で重複がないのかとか、資源配分がどうなのかについては、従来十分に補足をしていないということでございまして、政策評価という観点で、さらに向上させていかなければならないと思っております。国と地方で重複がないように、お互いの計画を考慮して行う仕組みでございます。

○ 餅田企画課長

次に、ものづくり支援事業についてですけれども、これは、ものづくり高度化法をつくりまして、中小企業が得意とする分野、経済とかいろいろな分野がございまして、ここは、自ら開発しても、なかなか普及につながらないことが今までのネックでした。そのために、その川下企業とセットする。セットすることによって、中小企業が開発したものが、そのまま川下の商品のところに流れていく、こういう体系、流れをつくろうということで、法律をつくってやっている分野でございまして、そういう分野につきましては、これは重複はないと考えております。

○ 富田分科会長

岡本委員、よろしいですか。

○ 岡本臨時委員

はい。

○ 富田分科会長

それでは、黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

今のものづくり支援事業について重複がないところなのですが、私どもが聞いている範囲では機構と国が同じ事業を行っているように思えるので、どこが違うのだということを具体的な数字でまた事務局にお出しただければと思います。

それで、追加でもう2つぐらいよろしいですか。

○ 富田分科会長

どうぞ。

○ 黒川臨時委員

1つは、先ほどから地方との重複がという話があったのですけれど、それと少し関連しているのですが、そちらは共済事業を2つ大きなものを行っていらっしゃる。小規模企業の共済事業に102名ぐらいの人員、それから、もう1つ、中小企業倒産防止共済事業に133名の職員を配置されている。これらについては、私どもがお聞きしている限りでは、全国規模の代理店とか委託団体のネットワークが整備されていて、そこを通じて、共済掛金の徴収とかお支払いがなされているように思うのですけれども、これだけの人数が配置されている。そこで、業務の効率化という点から、一体どのぐらいの業務量があるのかを、本日具体的にご説明できればしていただきたい。また、できなければ、一体どのぐらい働いているのだ、どのような業務があるのだという具体的な内容を、両方の共済について、事務局を通じてお示しいただきたい。もし仮にその業務のところを見直しており、もっと事務経費の削減を図ることまで計画していらっしゃるのであれば、その具体的な内容についても、数字を示して、事務局にお示しいただきたいのが1点でございます。

それから、2点目は、これは都心に、虎ノ門に本部と関東支部を設置されているのですけれども、これが大きな金額かどうかは人によって違うでしょうが、月額1億円以上の賃貸料

を負担しているとお聞きしています。そこで、例えば、これは効率化の点でそのように努力されたのだと思うのですけれども、そちらの東北支部や中国支部ではそちらがお持ちの大学の施設の中に支部を入れている。ここについても、月額1億円の賃料を払って本部と関東支部を置いておく意味はどこまであるのか。もし仮に、都下の東大和で遠いとおっしゃるかもしれませんが、そこに本部とか関東支部を設置することはできないのか。その点について、ご見解をお願いいたします。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 餅田企画課長

まず最初の共済のところでございます。ここの数字でございますけれども、2つの共済を合わせて、今、100名強の人が担当しているということになっておりまして、ご指摘の数字、102名と132名ですか…。

○ 黒川臨時委員

非常勤も含めてですか。

○ 餅田企画課長

非常勤も含めてですか。正規雇用の職員につきましては、合わせまして100名強でございますけれども、3機関が独立しまして以降、既に20名弱の人を削減しております。これにつきましては、アウトソーシングを進めたことによりまして削減しておりまして、そのような努力は今後も引き続きやらせていただきたいと思いますと考えております。

それから、賃料のところでございますけれども、これは虎ノ門に森ビルを借りております。1億円強と言いますのは、ここに職員が467名おりますけれども、それ以外に、プロジェクトマネージャー、それから専門家、派遣職員等と合わせまして、1,000名以上の人が働いているところでございます。もう築27年になりますけれども、一番最初から入っておりまして、家賃交渉等をやって、今、坪当たり2万3,000円程度で、周りに比べるとかなり安い物件になっているのではないかと思います。ここには全国本部が幾つもございます、人がなるべく来やすいところ、地方公共団体の方、団体の代表者の方が、国会、省庁を回ってここに来ることが多うございますので、そういうような利便性も加味して、今のところにいるような

状態でございます。家賃の低減については、地方の支部、それから本部合わせて、引き続き努力していきたいと思っております。

○ 福岡産業施設課長

共済のところ、資料は後ほどお出ししたいと存じますけれども、イメージだけで簡単に申し上げたいと思っております。

小規模共済と倒産防止共済、ご指摘の2つを中小機構はやっているのですけれども、2つの業務は、かなり性格が違います。

小規模企業共済は、名前のおり、小規模企業の方々の年金でございます。ある意味で、生命保険等がやっている年金事業を中小機構でやっているわけございまして、これは何が大変なのかというと、毎月の掛金の収納、それから支払いでございます。大体180万人ほどの方が入っておられて、その方が毎月毎月数千円なり1万円なりと、そういう金額をお支払いいただいて、それを収納管理する。もちろん、銀行経由もしくは中小企業団体経由で、いろいろなルートがあるのですけれども、それをどなたが払って、どなたが払っていないかをチェックして、それで、必要なら督促するし、また、個別にご相談に応じて、掛金を下げるとか上げるとか、そういった調整をするというところで、それなりの人数が必要になってきてございます。

倒産防止共済は、これは共済のメンバーになっておられる中小企業の方々の取引先が倒産した場合に、その当面のつなぎ資金を無担保・無保証人で融資する制度でございますけれども、これは、幾ら貸し出すかというチェックと、あと、実はこういった取引先が倒産した方に無担保・無保証人で貸すことで、中小企業の側から見ると、表現は悪いのですが、ある程度の貸し倒れは出ます。貸し倒れと言いますか、なかなか返済がうまくいかない。それを回収していく意味で、弁護士と相談したり、いろいろな支払督促とか、そういった法的手続をとりながら回収を図っていくところで、人がかかっているところでございます。

○ 富田分科会長

黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

わかりました。2つの共済が似ているなんて言うつもりはなくて、まとめて質問をしただけだったのでございますけれども、今、ご回答があったので、それでは、お伺いしたい。

中小企業の倒産防止共済で、大体私どもが把握しているのは、新規の加入件数が1万5,000件ぐらい、解除件数が2万4,000件程度ですが、大体その程度ですか。その数字は合っていますでしょうか。これは、解除件数の方が多くて、そして、大体、加入件数が30万件ぐらいで、大体年に1万件弱ぐらいずつ減っている。掛金の収入が、平成18年度は440億円ぐらい。貸付額が259億円で、貸付件数は3,288件。回収額が513億円で、回収率が86%。貸付残高が、期末に1,558億円で、延滞債権が365億円。このような実績になっていますね。先ほど、回収にすごく手をかけてやっているとおっしゃったので、お伺いしたいのですけれども、こんなものなのではないでしょうか。回収が86%ということは、未回収が14%。確かに、倒産したのですから、回収は大変かもしれませんが、事務経費は26億円ぐらいかかっていますね、この事業に。先ほどからの数字で、貸付額が259億円で、事務経費26億円の事業をやっている。

そのようなものを、私どもは、これはセーフティネットだから必要ないとは全く考えていなくて私どもが把握しているのが間違っていたら教えていただきたいのですけれども、国民から見れば、仕事の金額だけで判断するのは軽々しいのかもしれませんが、仕事の内容と、人員も含めて経費ですね、もう少し何とかならないかというところも含めて、先ほどお伺いしたということですので、一層努力されているのは分かりますから、申し訳ないのですけれども、是非とも具体的に、後で事務局を通じて、具体的な数字を出していただきたい。乾いたぞうきをまた更に絞ると言っているのかもしれませんが、何とか努力をしていただきたいと思います。

○ 富田分科会長

大体ご意見、ご質問よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間の都合もありますので、質問に対するご回答は、事務局を通じてよろしくお願いたします。

ここで、中小機構基盤整備機構につきましては、いったん議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、新エネルギー・産業技術総合開発機構の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、ご説明をいただきます。時間の都合もございますので、ご説明は5分程度でよろしくお願いたします。

○ 奈須野技術振興課長

それでは、ご説明させていただきます。経済産業省の産業技術環境局の技術振興課長をさ

せていただいております奈須野と申します。よろしく申し上げます。

資料に基づきましてお話をさせていただきます。資料1-3-1に、今回の中期目標期間における組織業務全般の見直しの概要について書いてあります。新エネルギー・産業技術総合開発機構、NEDOでございますけれども、この組織の基本的なDNA、組織の在り方ですけれども、国から仕事を引き受けて、これを着実にやっていく。そして、それを撤収させていく、仕事を請け負ってからやめていく、こういうことを基本的なDNAとさせていただいております。そこで、これまでも石炭の業務、アルコールの業務、又は石炭の鉱害、そういった業務について国から仕事を請けて、それを無事終えて撤収していく、こういうサイクルで業務を見直してまいりました。現在、研究開発業務、それから新エネ・省エネの導入促進、それから地球温暖化業務、この3つに重点化しておりますけれども、この業務についても不断の見直しを続けて、更にシェイプアップしていくことには変わりはないということでございます。最近の状況を見ますと、イノベーションに対する関心の高まり、つまり、2015年までに2.2%の実質経済成長率を達成していきたい。そのときには、1.3%のTFPというか、技術進歩がないと経済成長は実現できない、こういう観点からイノベーションを図っていかうということが国の方針として取り組まれているわけでございます。

そのときには、知識の融合ということで、自前主義に陥ることなく、様々な分野の知識を集めてイノベーションを実現していかうというようになっていることでございます。

それと、もう1つ、地球環境問題、エネルギー問題の重要性が高まっているということございまして、こういうNEDOを取り巻く最近の状況を踏まえて、業務の見直しを図ってきたということでございます。

そこで、今回の見直し案の概要でございますけれども、考え方として、業務の重点化を図っていかうということとして、真ん中の左側でございますけれども、研究開発関連業務については、エコイノベーションということで、人間と環境を重視したイノベーション、こういったものを先導となって果たしていかうというように業務の分野を重点化していかうと考えております。

それから、エネルギー・環境関連については、2010年のCO₂の削減目標、これを実現可能なものにする、これに限定して、特にこれに重点化してやっっていこうと考えているということでございます。

したがって、それ以外については、なるべく厳しく見直して、業務を再整理していかうということございまして、右側に具体的な措置が書いてあります。

1つ目、基盤技術研究促進事業、これは国からの産投の出資を受けて、企業に委託研究を

出していった、その収益を国に納付する、NEDOに納付する仕組みですけれども、これは、実は制度上、欠損金が出る難点がございます。これについては、今現在、この欠損が出る観点から、新規案件についてはなるべく抑制的に図っていくというようになっておまして、これを継続していくということでございます。そして、この次の中期目標期間中については、今回、この事業をどうしたらいいかについて検討していくべきであろうと考えております。ただ、何分、今、現に進んでいるプロジェクトが幾つかございまして、来年度の予算要求でも、この基盤技術研究促進事業について新規案件がございますものですから、絞っているけれども新規案件は若干あるということで、直ちに廃止するわけにはいきませんが、厳しい目で見守っていく、これを見直していくことには変わりがないということでございます。

鉱工業承継業務、これは前の団体から引き継いでいる業務ですけれども、これは債権管理が終わり次第終了する。

それから、NEDOの広報ブースがあるのですけれども、これは民間に委託していくということで、なるべくこういった民間委託の部分を、できるところから増やしていくということは変わらないこととあります。

それと、省エネ債務保証・利子補給に関しては、昨年の政策金融関係の見直しにおきまして、平成19年度末に廃止することは決定しております。所与の法案を来年の通常国会に提出することを、一応は予定しているということでございます。

それから、新エネ債務保証についても、まだ若干ニーズがございますので、当面は続けますけれども、今度の中期目標終了時までには、更に続ける必要があるかについて、これも厳しく見直していくと考えております。

それから、効率的な業務運営についてですが、総人件費については5%の削減、一般管理費については15%の削減でございまして、これを着実に実施していくということでございます。

それから、下の右側になりますが、国内支部・海外事務所については、所与の見直しを行うということでございまして、特に海外事務所については、その必要性についても厳しく見直していくと考えております。

倉庫、土地、職員宿舎、研修センター、これらについても、売れるものは売っていくということでございます。

以上、中期目標期間終了時における見直しの概要でございます。ありがとうございました。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました新エネルギー・産業技術総合開発機構の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでもお願いいたします。

○ 森泉委員

ご説明ありがとうございました。

NEDOがいろいろな役目を担っていることはある程度理解できるのですが、全体的に、確かに国の科学技術の予算は増加しているとはいえ、やはり特別会計からのお金は国民負担を考えないといけませんので、軽減について考えなければいけないのではないのでしょうか。

それから、限られた資源ですから、有効に使わなくてはいけないと思うわけですが、産業政策との関連でございますけれども、今のご説明にありましたような最先端の部分の開発、それから新エネルギーや省エネルギー、そういうもののリンクが、私にはどうもあまり見えない。ここでNEDOが、様々な形で研究開発に支援してきていらっしゃるわけですが、どうもメリハリがないように印象を受けます。すなわち、資金をいろいろな産業のところに、ちょっと芽があるなというところにまいて、それから、日本を代表するような大企業にもまいて、どうもメリハリがないように感じました。それで、できましたら、そのメリハリが見えるような資料を出していただきたいと思います。例えば、産業別であるとか、企業の規模別とか、どのように今まで支援をしていらしたか、そういう資料がもしありましたら、事務局を通して見せていただければと思います。

それから、国際産業競争力をつけるということで、NEDOの存在があるわけですが、画期的な貢献したNEDOプロジェクトがどのくらいあるのかなと思っておるのですが、それはなかなか難しいかもしれませんが、事務局を通して出していただければと思います。それから、プロジェクトの成功率はどのくらいかという資料をいただいて、見せていただきましたところ、成功率はこのくらいなのかなと思うのですが、中止などが結構、3割くらいあるわけですね。これは、もしかしたらリスクを甘く見積もった結果ではないかという気もちょっとするのです。例えば、昨今、新聞に出ておりましたので、目を通していらっしゃると思いますが、数日前にソニーが最先端の半導体から生産撤退して東芝に売るであるとか、そのような市場での動きが起きているわけですね。民間のマーケットに任せておくと、そういうような動きがある中で、国際競争力をつけるためにNEDOが一体どのような画期的な貢献のプロジェクトに支援をしてきたのか。今のような動きを、逆にNEDOが足を引っ張

るといふか、停滞してしまうような状況はなかったのか。民間で本当に必要なものは、民間は民間同士で、東芝、NECとか富士通が半導体を共同開発するとか、そのような動きがある中で、どのようにNEDOの役割をお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、先ほどの話にもう一度戻りますけれども、国庫負担には変わらないわけですね。中期目標に是非自己収入の増大であるとか、そのような国庫負担を削減するものを目標として掲げるべきではないだろうかというのが、私どもの考え方でございます。

それから、研究開発には委託型、助成型、共同研究型の3つのタイプがあるとお聞きしております。間違っていたら教えていただきたいのですが、その研究開発の中で、失敗しても研究開発費を払わなくてもいいけれども、成功したら費用の一部を払ってほしいというシステムがしっかりできていないと思います。要するに、収益納付金がほとんどない。民間といえども、研究開発、特に最先端の研究開発は、リスクをある程度考えて行うものだと思います。例えば、JST（科学技術振興機構）などは、開発が成功すれば、支払った助成金を返還する形になっているわけですが、収益納付金をもうちょっと増やす仕組み、すべて返還しないまでも、ある程度戻すことで自己収入を増やしていくことを考えられるべきではないかと思ひます。

そのためには、納付金の支払義務期間が少し短いのであるならば、その期間の見直しもする、または、共同研究の形にして、もうちょっと民間の方にもリスクを負ってもらふ。そのような形であれば、もう少し自己収入も増えるのではないかと思ひわけです。実施機関が全くリスクを負担しないで、ただ補助であるとか、助成であるとか、委託であるとかにしておけば、それは本当に真に重要な部分は、民間は民間でやってしまう。NEDOにお願いするのは、本質的でないところに流れてしまう傾向が生じるのではないかと懸念するわけです。

それで、ご提出いただいた資料からすると、共同研究型の研究開発の割合が非常に少ない。共同研究型の研究開発のウェイトを高めていくべきではないでしょうか。

それから、新エネルギー・省エネルギーについて先ほどご説明にもあったわけですが、新エネルギーというからには、新しいエネルギー技術の導入にやはり力を注ぐべきだと思ひますね。しかしながら、太陽光発電であるとか、風力発電の導入はいかがなものか。もうこれらの技術は実用化段階に達して久しいわけですから、そこに特にお金を入れるのはどういうものか。それから、例えば、企業が新エネルギー・省エネルギーの設備導入をするための支援をしているようですが、そこに日本を代表するような大企業にそのような導入の支援をするのは、本当にいかがなものかと思ひます。

斬新なエネルギー技術を導入するのであるならともかく、見直しを是非お願いしたい。また、フィールドテストなども、斬新なものに限るべきだと思います。

普及については、果たしてNEDOがやるべきものであろうか、省エネルギー技術の普及は、もっと別のところがやるべき話ではないかという気がいたします。

それから、給与水準について、やはりラスパイレスの指数が高いと我々は思っております。これは、今後、どのように対応していくかについてご意見をお聞きしたいと思っております。

それから、先ほども最後のご説明にありましたが、白金台の研修センターを売却する可能性及び時期について検討していらっしゃるということについてお聞きしたいと思っております。ここは、確かに、非常にいいところにある割には、広いところであるわけですね。しかし、稼働率が非常に悪いということで、いかがなものかと思っておりました。売却ということですが、これは確か平成7年に竣工、土地を買って建てられて、47億円かかっているわけですね。今、これを売られると、ものすごく欠損金というのですか、赤字になってしまうわけですが、どのくらいになるか、この点について売却をなさるということですので、時期を見るとおっしゃっていましたが、もうちょっと地価が上がってから売却をお考えなのか、お聞きしたいと思っております。

以上です。

○ 富田分科会長

全般にわたりますご質問、ご意見でございました。簡潔にお願いしたいと思っております。

○ 奈須野技術振興課長

まず、1点目に、特別会計などからの支出を削減するための努力を一層努力してほしいということでした。今年度におきましても、特別会計からの予算が、平成18年度から19年度に7.5%削減されております。こういった感じで、特別会計からの支出についても、着実に減らしていくということでございます。

それから、2点目に、成功率が低いのではないか、こういうご指摘もございました。先生もご案内のとおり、そもそも国がやるからには、成功することが分かっているようなものは当然民間でやるべきでございまして、一定程度国と民間企業でリスクをシェアしていくというのがNEDOの事業の共同研究などや補助の対象となるということございまして、なかなか100%、もちろん目指すわけですが、結果として100%にならないということもご理解いただきたいと思っております。さはさりながら、現状でいいとは我々も思っておりません

で、一層成功率が高まるように努めてまいりたいと思います。

それから、成功の成果が見えない、こういうご指摘もございました。ただ、これについても、現在の日本が持っている、例えば、太陽光発電の設備の数であるとか、または、現在の日本の電子産業の、非常に景気がよくなっておりますけれども、こういったものの背景には、NEDOの研究があったということでございまして、なかなかそれは、NEDOはやった、やったと宣伝する機能もないものでございますから、そういうことが目に見えにくいわけでございますけれども、これが世の中の目に見えるように、独立行政法人の業務の民主的な統制が図られるように、説明を尽くしていきたいと考えております。

それから、共同研究などを通じて、相手方企業とのリスク・シェアリングと申しませうか、分担を高めるべきではないかというご意見もございました。まさにそうございまして、今後ともこの方向で是非努力していきたい、ご指摘を受けて考えていきたいと思います。ただ、一方で、自己収入の拡大については、NEDOの場合は若干難点がございまして、NEDOのお金で、例えば機材を買いました。機材を買って、例えば、東芝であるとか、または産業総合研究所であるとか、そこに設置しました。研究目的で使用しました。で、研究目的が終わりました。または、夜中は研究していないわけですから、この機械は浮いているわけですが、では、そこで誰かがそういう施設を使いたいときに、使わせてくれと言ったときに、自己収入の確保のために使わせてたらいいのではないかというように思ったりもするわけですが、実はこれは目的外利用でございまして、会計検査院に怒られる構造がございまして、できれば、こういった場などを通じて、独立行政法人のお金で作ったものが自己収入の増大になるように、何かこういう制度的な障害を取り除くような検討をいただくと、大変我々としても力になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、新エネについて、風力とか太陽とか従来からある新エネが多いのではないかということございまして、そういったものは、当然ながら、やめていくということで、ご指摘のとおりでございまして、今年7.5%減ったこともありますように、もう実証の段階から導入の段階に移ってきているものについては、これはもう、ばしばし切っていくことには変わりはないと思ひます。

ただ、一方で、NEDOの事業は、単なる導入ではございませぬので、これは実証を兼ねてございまして、やってみて、その結果をフィードバックして、次の本当の導入事業に向けていくためのものですので、若干まだリスクは残っているわけでございます。ですから、こういった導入促進事業について、形は導入と書いておりますけれども、これはゼロにするわけ

にはいかなく、ある種、実証試験的なものも含まれていることについてもご理解いただきたいと思います。

それと、給与水準ですけれども、ラスパイレスが高いことについては認識しておりまして、これは私どもから法人に対しては厳しく指導していることをございます。具体策があるのかですけれども、実は、目ぼしいものはありません。例えば、本省から出向している職員が、現行の給与のままNEDOに行きますと、それだけでラスパイレスが30とか40とか上がる構造になっております。それは、すなわち、ラスパイレスの発射台がそもそも本省職員に比べると低いところにあるので、川崎という都心にある職員、特に本省から出向している職員が多い独法については、構造上発射台が高くなってしまいう問題はございますけれども、できる限り100に近づくよう、これはもう指導していくことには変わりはないので、また来年をご期待くださいというか、見ていただければと思います。

それから、最後に、白金台のお話がありました。これは、確かに、もし今売ったら欠損が出るのではないかと、損してしまうのではないかとという問題はありますので、いつのタイミングで、どのように売ると一番損が少ないのかも含めて、今後、不動産屋さんなどとも相談しながら、考えていきたいと思ひます。今売ったら、もうとんでもない赤字になると、ちょっと見送るかもしれませんけれども、妥当な範囲だということになれば、現金化していくことも選択肢ではないかと思ひております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○ 森泉委員

ご説明、ありがとうございました。

今のお答えを聞いていて、私は成功率を問題にしたのではなくて、中止率を問題にしたわけです。中止率30%、20%というのは、これはちょっと高いのではないかと思ひうわけです。それで、官民でリスクをシェアするとおっしゃっていましたが、そういうような形の開発は、実は共同研究型ではないでしょうか。それ以外のものについては、場合によってはおんぶに抱っこ、それから、委託型は、こちらから委託する。それでは、おんぶに抱っこに近くなってしまうし、助成はある程度、民がリスクを持っている可能性もありますが、共同研究が、まさしくおっしゃったようなリスク・シェアリングだと思ひうのですが、しかしながら、非常にその割合が少ないですから、見直していただきたいと申し上げたわけです。

それから、JSTのように、委託型においては、収益納付を今後考えていらっしゃると思ひ解してよろしいわけですね。

それから、太陽光発電、風力発電についても、導入については、まだ今後進められるとの
お答えだったのか、それとも、もうそろそろ整理するとのお答えだったのか、ちょっとあい
まいで分かりませんでした。

それから、大企業にエネルギーの関連設備を導入するのは、もうこれはいかなもの、お
答えをもう一度聞きたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、簡潔にお願いいたします。

○ 奈須野技術振興課長

まず、最初の中止率の議論なのですけれども、確かに、これは中止率が低くなるように努
めていきます、これ以外に答えはないのですけれども。今のご指摘の中で、共同研究のみが
リスク・シェアリングであるかのようなご指摘がありました。実は、これは助成もまさに
そうございまして、委託だけが民にリスクがないということございまして、委託の事業に
ついては、そういう問題が生じるということございまして、ただ、一方で、これは国の業
務としてやらなければいけないものが委託になっていて、民間の活動を助成していくのが助
成であったり、共同研究であるという、こういうような役割分担でございます。

2つ目に、JSTのような納付があるのかということなのですけれども、私ども、JSTの仕
組みを存じていないので、これは勉強させていただきたい。もし参考になるところがあれば、
参考にさせていただきたいと思っております。

それから、新エネ・省エネについても、例えば、天然ガス自動車の導入事業みたいなもの
については、確か、順次撤収していると思えますし、新エネを全部やめるわけではなくて、
やめるものはやめて、拡大するものは拡大していくということであろうかと思えます。

それから、大企業について助成するのかということなのですけれども、NEDOは中小企
業支援機関ではございませんので、先端的なリスクの高い研究開発、又は導入事業を支援し
ていくことございまして、仮に大企業であったとしても、それがリスクが高くて見合わな
いということであれば、そもそも大企業に採用されなければ世の中には普及されないわけ
ですから、大企業にも採用していただけるように助成なり支援をしていく、これは変わらない
ことございまして。

○ 富田分科会長

ほかにかがでしよう。黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

先日はNEDOの本部に視察に行かせていただきまして、どうもありがとうございました。

今のご質問、森泉委員がもうほとんど本質を突いているのですが、もう一度念押しですが、共同研究のところですか。私どものグループ、森泉委員を中心として話していて、とても夢のあるようなテーマで、しかもリスクがあるようなテーマを選ばれ、もしそれが日本の将来のため、本当に必要なのだとご説明も受けたのですけれども、第三者機関等を含めて評価されているとはいえ、それにしても、もうちょっとだけそのテーマ設定に少し市場の論理を入れられないか、我々として、もうちょっと参加者に参加料をもらう。このテーマについて、成功したならば、あなた方、とてもいいことがあるよというようなものかどうか。ただで参加するのではなくて、そのプロジェクトに参加するには参加料だけは要るよというものを導入すると、参加する人たちも、もちろんモチベーションも上がりますし、また、だれも参加しないなんていうことになったら、そのプロジェクト自体は本当に夢があっても、ほとんどの企業がおそらく全然実現は不可能だと考えているのではないかと分かるわけでありまして、そのようにもうちょっと市場の論理を入れられないでしょうか。

もちろん、全部を共同研究にしろと言っているのではなくて、我々が持っている数字では今の比率が5%ぐらいですから、今言ったようなことで、前向きに我々も検討した結果、そのような方式もいいのではないかと。だから、前向きに検討していただけないでしょうか。

○ 奈須野技術振興課長

ありがとうございます。ご指摘を受けて、是非NEDOには指導していきたいと思いますが、若干言い訳的なことを申し上げますと、ここに、見直しに係る具体的措置に入っている基盤技術研究促進事業は、まさに委託を国からして、その委託で上がった事業の収益を納付するものでございます。ところが、これをやってみますと、非常に成績が悪いということでございまして、なかなか厳しい。収益を上げて、これを利益にしていくのは、ほとんどではないでしょうけど、かなり難しいところがあると思います。

ただ、そこについても、今は収益を納付するのではなくて、売上の何%を納付する制度に変えております。こういうことによって、今、収益を納付させるべきだというようなお話もありましたけど、我々はさらに進んで、もう強制的に売上の何%は召し上げるというような仕組みに、若干制度として、魅力は低下しているのですけれども、制度を変えて、この基盤

技術研究促進事業については何とかならないかとやっているところでございます。また、そのような努力を通じて、何とか市場的なメカニズムをこの研究開発事業にもビルトインさせていきたいと思っております。

○ 富田分科会長

大体よろしゅうございますでしょうか。

それでは、時間の都合もございますので、ここで新エネルギー・産業技術総合開発機構につきましては、いったん議論を打ち切らせていただきます。

本日も説明いただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜り、ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、この後主要な事務・事業の見直しに関する審議をより深めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、時間の関係で十分なお質問ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じ、ワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。経済産業省の皆様にはご退席いただきまして結構でございます。

(経済産業省退席)

○ 富田分科会長

それでは、再開いたします。

環境省所管1法人の見直し当初案につきましてヒアリングを行います。本日は、環境省・石野審議官をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず、環境再生保全機構の見直し当初案につきまして、その主要なポイントについて環境省からご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思っております。

それでは、全体の時間の関係もありますので、5分程度でご説明をお願いいたします。

○ 石野審議官

それでは、環境省大臣官房審議官の石野でございます。ご説明を申し上げます。

お手元の資料2-1をご覧ください。はじめに、環境再生保全機構のこれまでの整理合理化の取組でございます。環境再生保全機構は、平成13年12月の特殊法人整理合理化計画によりまして、旧公害健康被害補償予防協会と旧環境事業団の2つを統合・合理化いたしまして、1つの法人とされました。その際、旧環境事業団の9業務のうち、5業務を廃止または他法人に移管をし、旧公害健康被害補償予防協会の2業務を引き継いで、6業務に縮減されました。その設立の次年度には、平成18年3月から、石綿健康被害救済業務が加えられまして、現在、7業務を行っております。

次に、資料2ページ目をお開きください。まず、公害健康被害補償業務でございます。これは、全国の大気汚染原因者から汚染負荷量賦課金を徴収いたしまして、公害健康被害者への補償給付の支給等を行っている都府縣市へ費用を納付しているものでございます。現在約5万人の認定された公害健康被害者への給付を確実に行っていくために、廃止・民営化等は困難と考えております。ただし、徴収業務の一部につきましては、引き続き民間に開放するとともに、今後、契約方式について、競争的契約方式に移行いたします。

次に、公害健康被害予防事業は、昭和62年の法改正によりまして、大気汚染による公害患者の認定を打ち切るかわりに、地域住民の健康被害の予防措置を強化するために設けられました。今日の大気汚染は、予防事業対象地域では、環境基準の達成率が全国平均を下回るなど、なお改善の必要な状況が続いておりまして、さらに、ぜん息患者からは、予防事業の拡充に対する要望が多く寄せられております。そういう意味で、廃止・民営化等は困難と考えております。

次に、石綿健康被害救済業務でございますが、石綿による健康被害が緊急の社会問題となったことに対応いたしまして、環境再生保全機構に追加された業務でございます。石綿による健康被害の迅速な救済を図るために、全国から拠出金の徴収、被害者の認定、医療費等の給付を行うものであります。この業務は、国が行政的な救済措置を講ずるものでありまして、本来国の業務と言えるものでございますので、廃止・民営化は困難と考えております。なお、この石綿健康被害救済法には、5年以内に見直しをすることが規定されておりまして、環境再生保全機構につきましても、必要な見直しを行う考えでございます。

3ページ目をお開きください。地球環境基金業務は、92年の地球サミットにおける合意を踏まえて創設されたものでございまして、環境基本法等においても、環境政策の重要な柱の1つとされております。環境保全活動等を行う民間団体の裾野の拡大、あるいは育成・強化

を図って、これまで積み上げた環境保全の取組の成果を地域に着実に根づかせるという、必要不可欠な役割を果たしております。また、基金は、国からの出資金と民間からの資金で構成されておりまして、公的な機関において確実に管理し、事業実施の中立性、公平性、公正性を確保する必要があるために、廃止・民営化は困難と考えております。

次に、PCB廃棄物処理基金業務でございます。負の遺産でありますPCB廃棄物の適正処理につきましては、30年近くの長年の課題でございましたが、平成12年に蛍光灯の安定器が破裂しまして、PCB絶縁油を小学生が浴びる事故が発生したことを契機に、法制度が整備され、旧環境事業団において処理する方針が定められました。民間や地方公共団体では実施困難な全国的・広域的な処理体制を確保しながら、処理負担能力の小さい中小企業者等に対して、処理費用の助成を行うことによりまして、PCB廃棄物の早期処理を促進する必要がございます、廃止・民営化は困難であると考えております。

次に、最終処分場維持管理積立金管理業務でございますが、最終処分場の設置者が、その維持管理の費用を埋立期間中に積み立てまして、機構がこの積立金を管理するものでございます。最終処分場の埋立終了後におきましても、浸出液の処理といった適正な維持管理をするために、公的な機関が責任を持って実施する必要がある、廃止・民営化は困難であると考えております。他方で、維持管理積立金の運用につきましては、7月のこのワーキング・グループでのご指摘もございましたので、これを踏まえまして、今後、安全性の確保と随時取り戻しへの円滑な対応を確保しながら、運用の在り方について検討いたしたいと考えております。

最後に、債権管理・回収業務でございますが、これまで旧環境事業団が行っていた資金調達、財政融資資金によっていたということから、機構自らが返済責任を果たしていく必要がありまして、廃止・民営化は困難であると考えております。

以上が、各事業に係る見直し当初案の概要でございますが、今後の検討課題といたしまして、まず、地球環境基金業務につきましては、業務運営の一層の透明化・効率化を図るために、助成の採択にあたって、政策の重点課題に適合し、先駆的で助成効果の高い事業へと配分計画を重点化する。また、関連事業としての振興事業の一部廃止など、基金の目的に沿った直接的業務に絞るなどの簡素化・効率化をすることについて検討いたしたいと考えております。

加えまして、債権管理・回収業務につきましても、事業活動を既に事実上停止した破産更正債権を中心に、これまでサービサーへの委託を進めてきたところでございますが、さらなる合理化を図るために、公害防止の趣旨から債権回収に配慮が必要なケースを明確化するとと

もに、これに該当しないものについては、サービサーへの委託を格段に拡大していきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、概要説明でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました環境再生保全機構の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お願いいたします。

○ 黒川臨時委員

まず1つ目は、そちらの見直し当初案をお伺いしておりまして、気になった点があるのですが、それは、PCB廃棄物処理助成業務、最終処分場維持管理積立金業務、債権の管理回収業務等に官民競争入札を入れられないかについて、入れられないとそちらは否定しているのですが、その理由が、独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針において対象とされている業務ではないためという理由でございますけれども、この基本方針は単に例示しているだけでありますので、この理由で否定できる趣旨ではないことを1点確認させていただきます。

ですから、再度、この官民競争入札、または民間競争入札の包括的な適用対象になるかどうかについて検討をお願いしたいと思います。これについては、後ほど事務局を通して文書でご回答をいただきたいと思っております。

それでは、具体的に1つ1つの事業について、我々の意見を述べさせていただきたいのですが、まず、公害健康被害予防事業でございますけれども、これはワーキング・グループでのヒアリングの席上で、我々から、実態をまず把握し、それについて有効な予防措置をとる趣旨から、まず実態を把握されているのでしょうかというご質問をさせていただきました。そうしたところ、そのような必要はない、実態の把握をする必要はないというような趣旨でご回答があり、具体的な数字はお示しされなかったのですが、これについて我々はびっくりしてしまいまして、実態が分からない事業ですから、効果もどのように把握していいのか分からない事業、これを継続することについて、環境省としてどのようにお考えになっていらっしゃるのか。または、その後、実態を把握されるデータがあるのでしょうかについて、まずお伺いしたいと思います。

それから、2点目は、最終処分場維持管理積立金管理業務ですけれども、これもワーキン

グ・グループの席上で、この積立金については、ただ処分業者からお預かりして、その後お支払いするのだ、ただ預かっているのだとのご説明でございました。大体そのキャッシュフロー、何年ぐらい先に実際に今度はお支払いする時期が出てくるのかをお伺いしたところ、もちろん分散はあるのですけれども、大体平均して10年ぐらい経過すると、預かっていたもの、つまり積み立てていたものが支払われるということだそうです。これについて我々が問題にしたのは、その間、当座預金のような、あまり利子が付かないような預金にずっと置き続けているということは、もったいないのではないかというようなことをお伺いしたところ、端的に言えば、これは預かっているお金だからというご返答がありました。御機構においては、ほかの公害健康被害予防基金、それから地球環境基金については、運用をされて、2.83%、これは、1つはすごく高い運用ですけれども、もう1つは1.38%ぐらいの利回りで運用されているということですので、是非とも、お互いに、この処理業者にも利益になりますので、預かりっぱなしではなくて、非常に安全性の高いものにでも運用、例えば、短期国債とか、そのようなものもあるでしょうから。約1.5から2%で運用したとしても、200億円で、将来、5年先ぐらいには600億円ぐらいまで増える積立金ですから、10年間寝かせておくのは、これはもったいない。ですから、是非ともご検討いただきたいと、ワーキングのときにもお願いいたしましたけれども、再度、それについてお願いしたい。それについてご検討していただいているのであれば、今ご説明いただきたい。

それから、3番目でございますけれども、地球環境基金については、事務局が調べた結果、最近になって、交付されている先が新規に採用された団体が大幅減ってきて、新規でない、2度以上採択される団体の割合が以前に比べて多くなっており、過去に採択されたことのない団体が採用される率が3分の1ぐらいあったのが、特に16年あたりから6分の1ぐらいまででしょうか、3年間連続で半分ぐらいに割合が減っていることが分かりました。これはどうしたのだろうということで、固定化が進んでいるのではないかなと気にしていました。今日お伺いしたら、そのような視点ではなくて、もうちょっと地球環境基金の使い道を考えて、これからは交付先を決めたいということでした。それは、大変、結構なことだと思いますけれども、特にNGOなどの裾野の拡大という点もあっただろうと思いますので、我々としては、新規採用率も着目したということだけ、ちょっとテイクノートしていただいて、ご検討いただければと思います。これはいい悪いではなくて、ちょっと考えていただきたいなということでもあります。

それから、4点目でしょうか、ラスパイレス、これはちょっと増加しましたね。上昇した、この理由についてご説明いただきたい。

以上です。

○ 富田分科会長

それでは、簡潔にお願いいたします。

○ 石野審議官

最初の予防基金の点でございますけれども、予防基金のそもそもの仕組みは、昭和62年の法改正の際に、従来の認定業務は廃止する代わりに予防事業を実施する。これは、対象といたしましては、旧指定地域の住民全体を対象とすることで発足したものでございます。その意味では、地域の人口の全体に対して環境保健の施策を実施するというところでございます。一方で、ぜん息患者数の把握は、実際にはかなり難しいものがございます。つまり、それはお医者さんの判断を経なければ決まらない。個々の人にアンケートを聞いて、それだけで正しいものというわけではありませんで、従来、認定が進められていた限りでは、その地域のぜん息患者数を把握ができるわけですが、今となつてはその仕組みはございません。したがって、ぜん息患者数そのものを把握することになりますと、別途、何らかの調査の仕組みを講ずる、アンケートをすとか、または医者判断を求めるとか、非常に複雑な仕組みが必要になります。

一方で、ぜん息の発症率等につきましては、文科省又は厚生労働省の調査、一般的なデータがございます。それを見ながら、どのようにその現状を見るかを考えているところでございます。例えば、小学生のぜん息の被患率について申しますと、旧対象地域を含む都府県の小学生の被患率が4.4%に対しまして、対象地域を含まない道府県の小学生の被患率は3.2%であるということで、傾向として、旧指定地域の住民の中では、ぜん息患者数が多い可能性があるということが示されており、引き続き、人口全体に対して予防のための取組を進めていきたい。予防事業につきましても、様々な形で実施し、その成果について、受けた人のアンケートを聞いていますけれども、それはそれで効果はあると回答を得られております。我々としては、それで、この予防事業の役目はかなり果たしていると考えて実施しております。

2つ目の点は、最終処分場の資金の件でございます。確かに、おっしゃるとおり、預かっているものでございまして、基本的には、これは預かって、ちゃんと終わった後に処分場として浸出液の処理ができるようにすることとございまして、利益を生むことは元来は意図されていないこともありまして、従来、当座預金とか、せいぜい普通の通知預金で管理をする

ことをやってきたわけであります。ご指摘もございましたので、今後の方向といたしましては、今後積立額の伸びと取戻しがどのようになるかを十分勘案しながら、安全性が確保され、随時取り戻しに円滑な対応が可能であるということであれば、これは内部で検討を重ねた結果でございますが、国債等による運用を行う方向に変えていきたいと考えております。

3つ目でございます。地球環境基金につきまして、我々のデータをお示ししたので、ご指摘のとおりでございます。近年、そういう意味では、新規の採択が少し減っている実態がございます。これは、長年やってきたこともありますけれども、地球環境基金に応募する団体について、より成果がきちんと出るように、チェックをする仕組みを講じて記入をさせております。そういう意味で言いますと、やはりこれまでやってきたものがある程度組織的にも力がありますし、それから、実績も備えております。そして、これを採択するに当たりましては、審査委員会を作って、そこで見てもらっているわけです。そうすると、初めて持ってきたケースと、それから、これまで幾つか経験を積んで、うまくやってきたケースを見比べると、どうしてもやはり効果を見るということをやると、何がしかそちらに少し点数が高くなることあるのかと思います。ただし、一方で、我々としても、裾野を広げることは使命でもありますので、あまり繰り返しにならないように配慮をしながら、できるだけ先駆的なものでありますとか、あるいは、今後広がっていくものにつきまして、採択ができるように、引き続き努力を重ねていきたいと思っております。

それから、ラスパイレスにつきまして、18年度が若干増になったという数字ではございます。これは、18年度、ご案内の石綿の救済業務が追加されたことがございまして、このために、その業務に精通した職員を増やす必要があるということで、国から専門性の高い出向職員を採用したことが基礎となりまして、若干上昇したことが数字に表れているところでございます。一方、この給与水準全体として見た場合、今、全体で機構としましては、ラスパイレス119.3でございますけれども、これについて、これはもともと東京にあった組織でございまして、それから、非常に学歴のレベルが高いとか、いろいろな要素がございまして、こういったものを様々な形で補正して、数字をもう一遍再検討いたしますと、機構のラスパイレス指数が98.9という数字も出てまいります。そういう意味では、国家公務員の給料水準を下回っているのではないかと思います。実際には、様々な形で、いろいろな、それこそ行政のニーズにこたえて、的確に進めていくために、その構成を高めていく必要はありますけれども、引き続き我々としてはラスパイレス指数が下がるように努力をしていきたいと考えております。

○ 富田分科会長

ほかにかがでしょうか。岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

ご説明ありがとうございます。ちょっと補足的に質問をさせていただきます。

まず、公害健康被害予防事業ですけど、先ほどの審議官のご説明の中で、対象地域を含む都府県の小学生のぜん息被患率、これは平均で4.4%、含まない都府県が3.2%というデータを示していただきましたが、県別に見ますと、実は違った姿が出てまいりまして、ぜん息に関する別の調査では対象地域を含むときよりも、対象地域を含まないときのほうが高い県が出てきていますね。例えば、9.3%の鳥取県ですとか、宮城県ですとか、出てきております。

そのように見てまいりますと、確かにこの事業、ご説明だけを聞いておりますと、有効な事業にも思えるのですが、対象地域、昔の施策転換のときに、その対象地域を限定されたときと、今、全国的に、ぜん息が増えているという状況の中で、果たして昔の対象地域のままでいいのか疑問が出てまいります。

そうなってまいりますと、この事業を固定して、今のこの機構でやられているよりも、環境省として、おっしゃるようなぜん息の予防が必要であれば、環境省の政策として手当てをするべきではないでしょうか。むしろ全国民的な公平性の観点から見ると、そういう施策を出すべきではないかと思いますが、これについてのご見解をお願いしたいと思います。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 石野審議官

実は県別に見ると、おっしゃるとおり、少し上下があったりするのですが、平均で、先ほど申し上げたような形の数字が一応出てまいります。一方で、この予防事業そのものは、認定して救済する仕組みをやめる、これから認定をしないという方策に変えるときに、それとの代わりに、制度を作ったということでございまして、従来、そのような発症の確率が高かった地域での住民の健康保護というのは、ある意味で、指定地域の解除と代わりとしてやっていかなければいけないということがございます。

一般的に申しまして、ぜん息そのものは非特異性疾患と言いまして、原因は大気汚染のみではありません。いろいろな要因、個人の中にあるアレルギー素因でありますとか、あるい

は居住環境でありますとか、それから、ダニが作用するとか、様々なことが言われておりまして、確実にこれが原因で発生するという明確なものではありません。そういう意味では、その仕事そのものは、厚生労働省がご担当されていると我々は考えておりまして、基本的には、環境省の仕事といたしましては、これまでの旧指定地域での取組を、認定という形ではもう続けられないかわりに、引き続き、先ほどちょっと申し上げました、例えば、大気汚染の環境基準の達成値がまだ低いということでありまして、様々な要因を考えた場合に、この地域で引き続き実施していくことが必要です。

それから、もう1つ、そもそもこの事業を進めるための財源につきましても、制度改正のときに、汚染原因者から拠出を求めて、それを積立基金として、その運用益によるということも決められております。したがって、これを直ちに別の用途、または全国に広げることにつきましては、なかなか難しい問題があると考えております。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

専門的な政策の必要性は、今のご説明に対して、我々がどうなのかとする知見は持ち合わせていないのですが、問いかけているところは、やはり姿勢ですよ。独立行政法人の業務を昔の政策の前提で見てくださいと申し上げているのではなくて、今、我々はどのような事業が必要かとの観点から見直しをしようとして集まっているわけですから、今の政策の重要性で見ていただきたい。

それから、もう1つ、厚生労働省、環境省の役割分担は、国民の目から見れば、どちらでもいい話であって、これに携わっていらっしゃる方々が、やはりそこからこの必要性なんかを見ていかないと、誰が見るのですか。今の重要なところは、この政策が本当に必要かどうか、はっきり申し上げますと、昔の事業をいつまでサンセット・ルールを採用しないでずっとやり続けるのかということですよ。このような事業が広がってくると、やはり独立行政法人は一体何をやっているのだろう、この法人は何をやっているのだとなってしまいますので、環境省のお立場からは、政策的な必要性について、この事業の実際の必要性について、是非述べていただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

ほかにかがででしょうか。ご意見、ご質問ございませんか。

○ 岡本臨時委員

それから、もう1つ。

地球環境基金で、将来的に見直す方向性、私も、先ほど黒川委員がおっしゃいましたように、非常にいい方向だと思いますが、若干気になりますのは、どの程度の規模で実施するのかという基準です。ちょっとデータを見させていただきますと、これは運営費交付金が入っていますよね。基金の運用益だけでは賄いきれていない事業規模をやっていたらと。これは、果たしてどう考えればいいのでしょうか。確かに、基金で助成する範囲内において、効果を見て実施する分には、非常にいいことだと思うのですが、これに運営費交付金を足して、つまり国民の税金を入れて実施される。ここはやはり基金事業という性格が、若干、変わってくると思います。

もっと翻ってずっと見ますと、環境省又は厚生労働省もほかの省もそうかもしれませんが、このような基金は幾らでもあるのだと思います。乱暴な議論ですけど、できれば、政府全体でまとめて大きく運用されて、基金を大きくされた方がいいのではないかと、思ったりしますので、ここの基金の財源として、どの程度の規模まで実施するのか、今日でなくても後で資料でも結構ですから、ご説明していただければと思います。

○ 富田分科会長

では、黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

それでは、先ほどの公害健康被害予防事業ですけれども、我々のワーキング・グループですと、どのような内容で行われているのかは把握しているけれども、ご存知ない方もいらっしゃるでしょうから、具体例を申しますと、助成事業として、健康相談事業とか、健康診査事業、又は機能訓練事業として水泳訓練教室、音楽訓練教室、ぜん息キャンプと、このようなことが行われていますね。ですから、これらの取組の効果がどうなっているのか。それから、アンケートとおっしゃいましたけれど、もしかして、アンケートをとるまでぜん息予防として参加していることを知らなかった子ども達もいるかもしれない。体を鍛えるということでしょうけれども、どのようなアンケートをとっているのか、アンケートの中身はお聞きしていませんから、事業の効果が分かるようにとっているのか分かりません、ですから、是

非とももう少し効果というのでしょうか、包括的にここは考えていただく時期に来ているのではないかなという気がいたします。一応それで、今日、ご回答は要りませんが、ご検討をお願いできないかということです。

○ 石野審議官

まず1点目の、地球環境基金の事業の話でございます。確かに、実は発足のときから、基金の運用益よりは、むしろ国からの費用を足して実施してきている仕組みでございます。しかし、近年、とにかく環境問題に対する関心が高まりまして、環境保全に従事するNGOの数もまた非常に増えてきております。要望する件数、額ともに、非常に高い水準で推移をしておるところでございます。したがって、基金そのものの事業の独立運営は、課題ではありますけれども、実際には民間からの出えんが伸びない、または、国からの出資金もそもそもなかなか増えないということで、実際には十分ではないというのは、社会的に見た場合の評価ではないかと思えます。

したがって、やはり今後引き続き運営費交付金の一部を地球環境基金の事業費に充てていく必要があると考えております。今後、さらにいろいろな意味で民間の取組を進めることが、環境の取組全体を大きく広げていく意味で、非常に重要だと思っております。例えば、地球温暖化の問題でありますとか、3Rの取組でありますとか、生物多様性ということも取り上げられて、それに対して民間で積極的に取り組んでいくことが求められておりますので、我々としては引き続き国からの運営費交付金を使って、事業を実施していきたいと考えているところでございます。

それから、予防事業につきましては、ご指摘のとおりでございます。我々、ソフト3事業と呼んでおりますが、健康相談、健康診査、それから機能訓練といったものを助成事業の主たる柱と考えております。健康相談、健康診査と言いますものは、地域住民について何かしらぜん息のような症状を発する可能性がないかを、よく予め相談をし、または、例えば3歳児健診という仕組みでもって見て、必要な場合にはちゃんとアドバイスをし、または医者からの助言をして、適切な予防のための取組をそれぞれにやっってもらおうとお願いしているものです。一方で、機能訓練といたしまして、先ほどご指摘のとおり、水泳などをやっています。これは、症状を緩和する。いったん、ぜん息になっても、それを少しずつよい方向に持っていく機能が実際に認められています。それは、先ほどアンケートと申しましたけれども、受けた人から返ってきた回答によれば、これによってぜん息発症が減ったとか、何がしか症状の改善が見られたということもございます。そのような意味では、成果と言いますか、効

果が上がっていると考えております。これは、公衆衛生の考え方で言いますと、そういった呼吸器の発作をできるだけ減らす訓練、機能訓練、水泳でありますとか、音楽の療法であります。そういうことも含めて効果があると言われておりまして、実際にこれまでやってきたものがそれなりの成果を上げているというように我々も把握をしておりますので、それは地域の住民の健康をよりよい方向に持っていくため、引き続き事業を展開していきたいと思っております。

○ 富田分科会長

黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

分かりました。それは、先ほど岡本委員がおっしゃったように、そうであるならば、鳥取県とか宮城県とか、そのような有病率等の一番高い県で実施すべきではないのでしょうか。原因がダニとか、または排ガスなのかは問わず、今お伺いしたような、健康相談、健康審査、機能訓練であれば、ぜん息一般に対する取組に思えます。それが公害が原因であろうと、ダニが原因であろうと、ともかくぜん息について予防するために行うというように聞こえますね。

今おっしゃった答えであるならば、現在の対象地域だけではなくて、一番有病率の高いところからやるべき政策のように聞こえるのですけれども。ですから、機構でやるのか、または、もう少し省庁をまたいだ仕組みになるのか、それとも、ぜん息予防の対策は、ほかにもあるのでしょうか。あるのであれば、また重複という問題もあるのですけれども、ちょっとお聞きしたいと思います。

○ 石野審議官

厚生労働省が具体的にどのようなぜん息の予防の対策を置いているか、あまりつまびらかにはいたしませんけれども、やはりそれは一般的な住民の健康の保護、または、できる限り健康に悪影響を及ぼすものを避けるという施策がなされていると思っております。この公害健康被害予防事業につきましては、62年の改正のときの考え方は、答申に判断が示されておるわけですが、当時の特にひどい大気汚染地域の健康要件については、我が国の大気汚染は総体として慢性閉塞性肺疾患、要するに、ぜん息の自然史に対して何らかの影響を及ぼしている可能性が否定できない。したがって、適切な対策を講じていく必要があるという

ことが示されています。この医学的な考え方は、今日においてもまだ基本的には変わっていないことがベースでございます。

したがって、そのために必要なものを積み立てた基金で、旧指定地域などで事業が行われているもので、これは基本は、そういう意味で原因者負担の仕組みの中での制度として実施しているものであって、委員ご指摘のように、直ちにその他の県にこれを応用する、または広げていくことは、この制度の根本を変えることになりますので、なかなかそこは今の段階では難しいのではないかと考えております。

○ 富田分科会長

ほかにかがででしょうか。岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

質問ではなくて、要望ですけれども、各事業の必要性・有効性はすごくよく分かります。問題は、この法人のミッションは何かと考えた場合に、明確になっていないことです。今、いろいろご説明いただいている施策は、おそらく1つ1つ理由があってなされてきたことでしょうけれども、では、この法人がこれらの業務を全部包括的にやって、ちょっと言葉は悪いですけど、また将来、何か事業が追加される姿をどうしても想像してしまいます。環境再生という名前がついていますから、全部それには関連するということかもしれませんが、やはり我々が期待するのは、環境省が所管していらっしゃる、独立行政法人のうちこの機構はこのようなミッションを持っていて、このような事業をやっているという体系的な説明で、当然、国立環境研究所というもう1つの法人を所管していらっしゃいますので、そこの棲み分けみたいなことを議論していく中で、なぜこの機構が存在しなければいけないのか、なぜこの事業があるのか、という説明を是非お願いしたいです。そうしないと、結局、何をやっている法人かよく分からない。今日の説明資料の1ページ目でございますけど、確かに、独法化のときに2業務プラス9業務を6業務に縮減したのかもしれませんが、これはどう見ても、寄せ集めにしか思えません。これは私が不勉強なので、そういう失礼な言い方をしてしまうのですけれども。

そういう観点から、是非次の中期目標においては、この法人運営をどうするかを、是非、環境大臣から指示していただいて、その理事長に中期目標をしっかりとつかんでもらった上で業務に取り組んでいただき、環境省は評価していただきたい。これはまさしく要望でございますので、よろしく申し上げます。

○ 富田分科会長

それでは、ちょっと私から質問ですけれども、この債権管理・回収業務は、当然、終期があるはずなわけですが、その計画はないのでしょうか。いつこの業務をやめると。つまり、貸した金が返ってきたら、なくなる業務ですよ。

○ 石野審議官

この法人が発足をして、第1期目に特に破産債権等につきまして回収を図ることと、それから、その次の5年、合わせて10年で償却処理を完了する計画がありますが、平成38年までには全て回収を終える計画でございます。それによって回収を進めているということでございます。

○ 富田分科会長

貸付期間は、貸したときの約定期間でもう決まっているということですか。

○ 石野審議官

基本は約定でございます。それは、財投の資金を借りて、それで、建設譲渡した上で、向こうに、例えば、建物を譲渡して、それで、その債権を回収する。そのときに契約を結んでおりまして、それがベースで回収を図る仕組みでございます。

○ 富田分科会長

それでは、今日は時間の都合もありますので、環境再生保全機構につきましては、ここでいったん議論を打ち切らせていただきます。

本日ご説明いただきました皆さんにおかれましては、ご多用の中、ご協力を賜りまして、ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後、主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思っておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本日は、時間の関係で、十分なお質問をできなかった委員もおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じまして照会したり、また、必要に応じてワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際には、ご対応方、何と

ぞよろしくお願いいいたします。

環境省の皆様方には、ご退席いただきまして結構でございます。ありがとうございました。

(環境省退席)

○ 富田分科会長

それでは、時間になりましたので再開いたします。

財務省所管4法人の見直し当初案につきまして、ヒアリングを行います。

本日は、財務省・中村次長をはじめ、ご担当の皆様にお越しいただきました。

まず、造幣局の見直し当初案の主要なポイントにつきまして、財務省からご説明をいただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、全体の時間の関係もありますので、5分程度でご説明をお願いいたします。

○ 中村次長

理財局次長、中村でございます。本日はよろしくお願いいいたします。

お手元の資料3-1、造幣局とございます。この資料をベースにご説明をさせていただきます。

まず、1ページ目でございますけれども、第1期中期目標期間——今年度までであります——の課題と成果ということで、1ページ目に書いてございますように、品位証明事業の東京支局への集約化、それから、仕損率の改善、リサイクル率の向上と事務・事業の見直しを行ってきたところであります。

人員の削減につきましては、1,230人から1,042人で約200人、大体7人に1人の削減を行ってきたところであります。

それから、人件費、減価償却費、管理費の固定的経費の削減につきましては、期間中に約20億円、11%を削減となっております。

独立行政法人として、自主自律性を発揮し、労使協調して効率化に取り組んだ結果、ラスパイレス指数も95.4%と、低位の状況でございます。

これらの業務運営の効率化等を背景に、今年度で終わりますこの中期目標期間終了後に、大体50億円程度の国庫納付を行えるのではないかと見込んでおります。

以上が1ページ目でございます。

次は、造幣局の整理合理化案の概要でございます。ご存知のように、加工した韓国ウォン

貨の大量流入等に対応するために、7年前に500円硬貨の緊急改鋳を行ったところであり、2年前には非常に精巧な偽500円硬貨が大量に日本に持ち込まれまして、これに対応するために、500円硬貨のクリーン化というように、貨幣についても偽造問題が深刻な問題となるとともに、緊急かつ効果的な対応が求められるようになってきております。

このような状況を踏まえ、偽造防止技術のカウンター・インテリジェンス的な観点も含め、情報管理、緊急時における安定供給体制、偽造事件に対応するための各国通貨・捜査当局との円滑な情報交換・連携等が不可欠であり、独法通則法に書いてございます、「国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす」といったことを防止することが必要であり、このような観点から、公務員型を維持することが望ましいと考えております。

また、諸外国の国営の造幣局においても、勲章やメダルを製造しておりますと同様に、貨幣製造技術と関連する勲章等製造、金属工芸品製造については、引き続き継続すべきであると思っております。例えば、潜像技術から斜めギザに見られますように、メダル等を通じて開発した技術が貨幣に実用化されております。また、これらは、極印技術等、共通する技術によって製造されております。

一方、引き続き特定独立行政法人として業務を継続する場合、国家公務員が行う業務については一定の制約があるのではないかとのご意見も踏まえ、金属工芸品製造のうち、偽造防止技術など貨幣製造と関連の低いものについては、運営形態についての議論や、これはもともと受注者でございますので、発注者の意向を踏まえつつ、見直しを検討したいと思っております。この点につきましては、業務の性質上、諸外国の国営の造幣局でも、金属工芸品製造が幅広く行われておりまして、また、8月10日に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針におきましても、自己収入を増大すべきとされている中で、こういうように整理したものでありますことをご理解いただきたいと思います。

次に、3ページ目でございます。次期中期目標期間における効率化・製造体制の見直しでございます。次期中期目標期間においても、同じペースで効率化を行うことにつきましては、随分人も減ってきており、年齢構成も高くなってきておりまして、技術伝承、品質管理などの問題をクリアする必要があると思っておりますけれども、引き続き効率化に向けた目標を設定し、機密保持に配慮した形でのアウトソーシングの活用、省力化投資の促進、統合業務システムの活用等により、運営をさらに効率化していきたいと思っております。

また、保有する資産につきましては、整理合理化計画案に示した考え方に沿いまして、資産債務改革の観点から有効活用を検討していきたいと思っております。

私の方からは、以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました造幣局の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どうぞお願いいたします。

○ 岡本臨時委員

ご説明、どうもありがとうございました。また、我々委員はいろいろと視察等々お世話になりまして、どうもありがとうございました。

個別のご質問に入る前に申し上げたいのですが、我々の認識といたしましては、造幣局は、当然、印刷局も同じですけれども、基本的に重要な業務をやっていらっしゃるという認識は持っております。ただ、問題は、コストですね。コストが適切に管理されているのか。先ほど次長のご説明では、50億円の国庫納付という話もございましたけれども、それがよく分からない、見えないということだと思っています。

他方、中村次長は、独立行政法人の制度設計から、当時主計局にいらっしゃって、その制度設計は非常によくご存知で、そのような方に言うのもあれですけれども、独立行政法人は、効率的・効果的に業務を行うことになっておりますので、それでいろいろな仕組みを用意した。その中で、政策の評価もやりますし、それから、実は運営費交付金という仕組みを作ったのですが、実は造幣局はその管理の外にある独立行政法人なので、今は自律的には管理できないと思いますね。ここはやはり独立行政法人の造幣局又は理財局が中心になって、自律的な仕組みをむしろ作っていただいて、それを国民に見せていただくようなことをしないと、50億円納付しますと言われても、「ああ、大変ですね。ありがとうございます」としか言えなくて、しっかりやっていらっしゃるか判断がなかなかできない。我々はそういう疑念をどうしても持つてしまうのですが、そこで、事務局を通じていろいろとデータを出していただきたいと申し上げますと、「いや、いろいろな守秘義務というか、偽造の観点があって、原価は出せないのだ」と。それは理屈としてはよく分かるのですが、そうになると、どのようにこれを管理していったらいいのかよく分からない。

それで、何回も申し上げて申し訳ないですけど、理財局の次長でもいらっしゃいますので、資産改革の責任も持っていらっしゃると思ひまして、ここをどのように見ていらっしゃるのか。確かに、いろいろな周りのデータを見てくると、先ほど人員も少なくなってきたし、業務的にも少なくなってきたようにも見受けられますし、ただ、実態がよくわからなく

て、例えば、乱暴な言い方をすると、3局体制、3工場体制は必要なかどうか。これも議論をしたのですが、議論の俎上に載らない状況ではないかなと思います。ですから、そういうデータを、やはりどうしても開示をしていただけないのかなという気がしてなりません。で、偽造の守秘に関して、コストを開示できないというのが、分かったようで分からない。果たしてそこはリンクしている問題なのかどうかを是非お願いしたいということを前提にして、ご質問したいのですけど。

今日ご説明いただいた資料の一番最初に、品位証明業務の東京支局への集約化をやりましたと書いてあるのですが、これは非常にうまい説明かなと思いました。我々は、実は3局の体制の中で、東京支局がちょっと問題ではないかなと思っています。それについて、品位証明業務をここに集約しましたから東京支局は非常に重要ですよとされているのではないかなと思うのですが、これは、品位証明業務というのは、実は、ちょっと言葉は悪いですけども、いわゆる造幣局の余技と言いましょか、副産物ではないのかなと。そういう言い方は非常に申し訳ないのですが、そのように思えてしまいます。そうなってくると、東京支局というのは、品位証明業務などがなければ、果たして必要なかどうかということは、いろいろと事務局からデータ等々を要求していると思いますけれども、その必要性というのは是非わかるように説明していただきたいのがまず第1点でございます。

それから、本業に参りますと、重要性はよくわかっています。よくわかっていますが、よく見ますと、財務省が定める貨幣の製造計画が製造能力をオーバーする場合には、これは、100円以下の貨幣については民間業者にも外注している。そうすると、500円貨幣というのはどうでしょうか。これもアウトソーシングできないのでしょうかという、これは技術的な質問でございます。

等々を考えてまいりますと、我々が実際に現場にお邪魔する前は、いろいろな業務をやっ
ていらっしゃるから、幾つかもう廃止してもいいのではないかと思いましたがけれども、その他業務については、貨幣の製造について必要だから残しておく必要があるという説明を受けて、それなりに納得はしておりますが、果たしてそうなのかどうかというのは、また我々も検討して、事務局を通じて、後で資料を要求すると思いますので、ひとつよろしく願います。

以上、最後の点を除いて、ご説明をよろしく願います。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 中村次長

まず最初の東京支局でございますけれども、今、東京支局の現在の状況では、通常貨幣の製造は行っておりません。ただ、プルーフ貨幣とか記念貨幣、それから勲章等金属工芸品の製造業務のほかに品位証明をやっているということで、別に品位証明をやっているからここは絶対必要だと言っているわけではございません。今、品位証明をやっているのも、3人になりますので、それは最初に申し上げておきます。

では、東京支局は何で必要なのかということでございますけれども、結局、これは、例えば、独法になる前ですけれども、先ほど申し上げた500ウォンという韓国の貨幣をベースにした偽造貨幣が大量に流入して、緊急改鋳をしたときに、ここはやはり短期間で大量の新しい新貨幣を造らなければいけないということで、本局、広島支局のほかに、東京支局におきましても分担して緊急改鋳を行ったわけです。そのような意味で、1つは、そういった緊急時の対応のバックアップ機能を有していることと。それから、やはり日本は狭いようでも、それなりに広い国土でありますので、あまり1か所に集中すると、例えば、大阪で大地震があつて、大阪工場が動かなくなった、本局が動かなくなったときには、やはり東京支局でそのバックアップ機能を果たす、そのような機能も有しておることで、どちらかという、ジャスト・イン・ケースのための機能というのは、現時点では非常に大きな要素になっております。

それから、外注の話でございます。500円貨幣につきましては、広島工場で地金から造っております。これは、500円貨幣が、ある意味で、世界で一番高額な額面の貨幣だからだと思います。最近ポンドが高くなってきて、ポンドに抜かれている可能性はあるかもしれませんが、ユーロでも、2ユーロが一番上で、そうすると、あれは320円ぐらいで、ある意味で、非常に高価な貨幣であります。したがって、偽造が起りやすいのは、それはやはり高額なものは非常に起りやすくて、ある意味で、手間暇かけて造ったけど、あまり利ざやが抜けないようなものについては、偽造は、常識的に考えれば、非常に起りづらいということで、500円貨幣につきましては、自分で造って、溶解の工程から偽造防止技術を施していますので、そこはやはりなかなかその地金の工程を外注するのは難しいのかなと思っております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

それでは、別の質問をさせていただきます。先ほどの資料の中にも、保有資産の見直しで、幾つか検討の方向性を書いていただいているのですが、1つ例を取り上げますと、職員宿舎については、もう廃止・集約化で、方向が決まっている理解でよろしいですか。

と申しますのは、我々でちょっと調べたところ、職員宿舎の利用率が非常に低いですね。どう考えても、先ほどの政府全体の資産負債改革の観点からから見ると、このまま保有するのは厳しいお立場にならざるを得ないと思うのですが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○ 中村次長

先ほど申し上げましたように、7人に1人、実は人を減らしていますので、どうしてもその前に持っていたストックは、利用率が低くなっている。人減らしをしたから、余計低くなっていることもあるのだらうと思います。

そういうこともあって、そこはもう整理合理化の方針で、集約化とか、いろいろ考えていきたいと思っております。

○ 岡本臨時委員

私が申し上げましたのは、そのような方向の中で、例えば、これは正しいかどうかは、もちろんチェックしていただきたいと思いますが、大阪府にある宿舎ですと、一番高いところで41.6%の利用率で、一番低いところは15.7%であるとか、東京、埼玉ですと、高いところで58%というのがありますが、多くは20%前後という状況でございますので、先ほど次長がおっしゃった、7人に1人やめたという感じでは、多分、ないのだらうなと思います。

ですから、人も減っていますから、そのような意味では不要な部分も大きくなってまいります。賢明な財務省のことですから、そのような方向の中で整理されていかれるのだらうと理解したいと思っております。

○ 小野国庫課長

補足しますと、資料でお出ししている中での利用率は、土地につきましては、法定の容積率がございます。その容積率に対して、物理的に使っていないような建物で、例えば老朽化

しているような建物で、そのようなものを集約化して、土地を捻出した方がいいというものがあります。それから、先ほど申し上げましたように、合理化に伴って、そもそも宿舎についての需要が減っているのであれば、見直すことは必要で、そういうことを踏まえながら、今後具体的に検討していこうという方向ではおります。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

こちらの読み間違いは、申し訳ございませんでした。

それから、東京支局ですけど、ちょっとよく分からないのですが、先ほどのご説明で、次長の言葉にジャスト・イン・ケースというのがございましたが、ケースというのは、どのぐらい発生するのですかということですね。たまたま、先ほど言いましたように、500円貨幣というのはケースが発生したので、その説明を承っているのですが、こういう鑄造計画は、そのようなものなのでしょうか。

○ 中村次長

どれぐらいの偽造が発生するかが分かるのであれば、私はこのような仕事をしておりません。何とも申し上げがたいところがありますし、大阪で地震が起こる確率も分かりませんので、結局、どの程度バッファを取るかは、若干決めの世界の話だろうと思っております。

○ 岡本臨時委員

希望で申し上げれば、しっかりやっつけいらっしゃるところは、しっかり説明されて、変なことはしっかりもうやめていく方向で議論したいと思っております。そのような気持ちですね。ですから、本業の部分をやめろという趣旨は毛頭ありません。その中で、必要でないものは、やはり出していかれるべきではないのかなという気持ちからです。

そのような観点から見ると、やはり3局体制というか、3工場体制は、今後も維持すべきものでしょうか。

○ 富田分科会長

では、関連して。どうぞ、黒川委員。

○ 黒川臨時委員

今の質問と関連して、もう少し具体的な数字を含めて、もう一回検討したいのですが、その前に、まず、視察に行かせていただいて、本当に詳しく見せていただいて、ありがとうございます。私ども、先ほどから岡本委員がおっしゃっているように、同じグループとして全く同感で、貨幣鑄造業務はメインだという認識です。勲章は勲章で、内閣府との随意契約により造幣局で製造することが約束されているわけですがけれども、こういうものや、記念プルーフなども合わせて、貨幣鑄造業務とのシナジーというか、関連があるだろうということも認識しています。それから、品位証明業務も、中小企業、零細業者等や消費者を保護するためにやっていることも分かっていますが、まず、品位証明業務については、実績がどんどん減っていることも事実ですね。

それから、勲章類については、問題は、内閣府との随意契約ですがけれども、勲章について、造幣局が必ず造らなければならないのかどうか、ここが1つ問題で、もし仮に勲章が必ず造幣局が造らなくてもいいとするならば、問題はコストですね。今ある勲章を、造幣局が造った方が、安く造れるのか、または、民間に勲章を発注する方がいいのか、こういう議論になってしまいます。ですから、確認は、必ず造幣局が勲章を造らなければならないのかです。そうでないのであれば、一体コストはどうなっているのか、岡本委員が先ほどから、一体コストは幾らかかっているのだと聞いておりましたが、人件費がどれぐらいかかっているのか、あの勲章の単価はどれぐらいで造っているのかが、なかなか分かりません。だから、我々に教えていただきたい。それから、場合によっては、ここを丸々、市場化テストすることもあるかもしれない。だからコスト構造を知りたい、データをくださいというのは、そういうことです。

最後に残った貨幣鑄造になるのですがけれども、ここはいろいろ考え方があろうと思います。ただ、ここについて、ずっと推移を見てみると、我々の世の中で、だんだん、貨幣又は紙幣も含めて、信用経済が発達してきて、貨幣の流通量が漸減傾向にある。それから、もちろん、それに応じて、造幣局の人員もどんどん減らしている。当然だろうと思うのですがけれども、私どもが見ている限り、このままどんどん減っていくと、一般の民間企業であれば、販売量、生産量が減り、人員もそれに応じて減らしている中で、果たしてこれから5年、10年を見据えて、3局、3工場を維持する意思決定を民間であればするのかということなのです。しかも、東京工場はバックアップで、しかも有事に備えてと言っている、あと2つ残っているわけですから、一般の感覚からすれば、どう考えても、5年、10年先を見据えれば、何とか

2工場にしたほうがいいのではないだろうか考えるのが、合理的意思決定ではないだろうかと思うわけです。

もちろん、今いる人たちを解雇しろなどとは全然思っていません。5年、10年先を見据えたとき、どんどん定員は減っているのですから、だから維持できないのではないかなと。そのような観点から言って、2工場体制にせざるを得ない状況にある。そう考えたときに、全然できないのはなぜだろうと。5年、10年先を見据えて、全く検討の材料にもならないのだろうか。そこですよ。

以上です。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 中村次長

まず、勲章ですけれども、我々も、実はここに来る前に発注者である賞勲局にお邪魔して、どうしてお考えなのですかとお伺いしてきたのですけれども、賞勲局としては、天皇の国事行為にかかわる話なので、やはりこれは造幣局で造ってもらわなければ困るとのことでした。一点の曇りもあってはならないし、少しでも間違いがあってはいけないというのが賞勲局のお考えで、内閣の責任でやっているのであって、一内閣府、一財務省の責任でやっている話ではなく、勲章は天皇の国事行為であるということでした。そこは、そういう意味で、造幣局にはありがたいお話であるのですけれども、発注者にそういうご意向が非常に強いということでもあります。したがって、天皇の国事行為にかかわるこの勲章を、瑞宝章が単価幾らだとか、彼らはそういう発想は全然持っていない世界ですので、これは、ある意味で経済合理性を超えたところに勲章制度なるものの存在意義があるのではないかなと思っておりますので、そこは我々に言われても、非常に困るとというのが、正直なところでございます。

あと、東京支局をどうするかでございませけれども、先ほど申し上げたように、平成9年ぐらいから大量に偽500円コインが入って、世の中が大騒然したときに、やはり意思決定をして、短期間で新しいコインに取り替えることをそこでやったわけですし、現実問題として、そういうのは7年前にあったわけですし、それが将来的に絶対起きない保証があればいいのですけれども、それは誰にも言えない話ですので、現時点では、やはり3局体制は維持しておく必要があるのだろうと思っております。

確かに、最近で言うと、電子マネーとか、そういう話がございませけれども、製造枚数自

体は、ここ数年、12億枚前後で、ほぼコンスタントで変わっておりません、というのが現実の数字でございます。

○ 富田分科会長

ほかにいかがでしょうか。黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

大変我々も悩んでいて、造幣局の今の勲章の話を知ると、勇気がなえるのですけれども、あえて勇気を持って、これは正解かどうか分からないのですけれども、この工場体制はやはり合理的に——私は経営とか会計とかが専門なのですけれども、やはり客観的に言って、先ほどのすごい状況が起こるといことは、ないとは私も言えませんが、普通の感覚から言うと、人数は減り、生産高も減っているときに、しかも、ほとんどバックアップ機能である東京工場を残す決定が、果たして本当に可能なのかどうか。または、国民負担の点から、それがいいのかどうかは、とても疑問です。何度もお話しさせていただいて、視察のときにも理事長にも言ったのですけれども、それでも、今日の話でも、全く取り合わないで、維持したいという。これは、どうしてそういう発想になるのでしょうか。

本当に勇気を持って言わせていただくと、おそらくやはり身分が公務員であるからということなのか、または、これが非公務員化されているならば、もう少し市場の論理というか、民間の人たちが考える考え方ですね、普通であれば合理的に考える考え方が出てくるのかな。僕は分からないのですけれども、合理的に考えれば2工場でもいいのではないのかというのがどうしてもだめだというのは、やはり公務員か非公務員かが関係するのかなと。これはもう全く分からないけれども、関係するのであれば、身分も非公務員化すべきなのかなという方向に振れてしまうというのか、本当にこれは我々も悩んでいたところなんです。この造幣局の特別な位置付けは分かっている上で、どうしても合理的な意思決定ができないのは、そのようなことも関係しているのかなと、そのように思えてなりません。

○ 中村次長

身分からそのような話があるのではなくて、結局、それは造幣局が主体的に東京工場が必要だというだけでなく、我々、発注当局である理財局としても、やはり先ほど申し上げたように、そのようなことが起きたときに、間に合いませんというわけにはいかない話だろうと思っておりますので、そこは、確かに、また同じことが起きるのかと言われたときに、

絶対起きない方がいいに決まっているのですけれども。ただ、このような話は、むやみやたらにコストを無茶苦茶かけていたら問題だとは思いますがけれども、ある程度余裕を持ってやっていく必要もあるのかなと。特に貨幣の製造に関しては、そういう要素が強いのかなと思っております。

○ 黒川臨時委員

分かりました。すみません、時間が延長していて、最後の質問かもしれませんけれども、もし、いざというとき、特別に生産量を増やさなければならないときに備え、安全性を考えて在庫を少し多く持つことも考えられますよね。今、どのくらい在庫を持たれていますか。心配であれば、在庫量を増やすことはできないか、それで対処することはできませんか。

○ 中村次長

製品在庫はほとんど持っておりません。出来上がって、すぐ日銀へ持っていきますので。

○ 黒川臨時委員

ですから、それも聞きました。お聞きしたのですけれども、先ほどから増産がすぐ必要だから3工場が必要とおっしゃっていますが、在庫を少し持っていれば、いざとなったときに、対応できるのではないのでしょうか。そうであれば、ある程度在庫を持っていて回していけば、2つの工場で、稼働率を上げるとか、対処するまでの期間を見積もって、その分、余裕在庫を持つという意思決定はできないのでしょうか。

○ 中村次長

まず2つ問題点があると思っております。1つは、要するに、偽貨が出たときの新しいコインに変えるとき、これは古い在庫を幾ら持ってもしょうがありません。したがって、おっしゃったのは、震災があったときで、通貨が変わらなければ、従前の在庫で対応できますけれども、偽造貨幣が蔓延して、新しいコインに緊急に切り替えるときには、新しいコインにするしかないので、古いコインを幾らたくさん持っても、あまり意味がないのかなというのが1点目と、それから、東京工場の製造能力に見合う在庫を持つのは、また逆に非効率なのかなと思っております。

○ 富田分科会長

はい、どうぞ。岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

ちょっと長引いてすみませんが、印刷局と基本的に論点は似たようなものだと思っておりますので続けさせていただきます。

今、次長のご説明の中で、偽貨が出たときに、どのようなタイムラグを持って新貨を造らなければいけないか。そのときに、ずっとジャスト・イン・ケースを想定して、少し余裕を持つための負担をするのか、このような議論が空中戦になって、あまり前に進まないのですが、何か説得的にデータを出してもらうことはできないのでしょうか。

○ 富田分科会長

財務省、いかがですか。

○ 中村次長

12年のときは、3月31日に新しい貨幣を造れと言って、新しい地金から造らなければいけませんので、製造開始は5月からで、7月にはもう新貨を出しています。ですから、それぐらいのリードタイムで現実やっていて、世の中の混乱を抑えたところがありますので、そこが何か月ならいいのかと言われても、そこは最終的には政治判断になってしまいますから、どの程度偽貨が流通しているかによっても変わってきますし、現時点で、何か月なら我慢しろということは決められない。ただ、最後は財務大臣が責任を持つしかない世界だと思えます。

○ 富田分科会長

榎谷委員、どうぞ。

○ 榎谷分科会長代理

余裕を持ってやらないといけないことも、よく理解をしております。ただ、4、5年前の話なので、今とは大分違うかも知れませんが、まだ独法になる前に、印刷局の滝野川工場に視察に行かせていただいたのですが、考え方は同じですので、多分、造幣局も同じだと思いますが。

我々、民間の監査をやっておりまして、あの工場を製造のメーカーという観点から見たら、

もう信じられないぐらい非効率なレイアウトですよ。敷地の利用も、機械の利用も、みんなそうですよね。そうすると、3つ持たなくても、2つで十分、これは計算上ですよ、それぞれを合理化すれば、2つで十分ではないかなと思います。そのような観点から十分検討していただく必要があるのではないかなと思いますね。今のような生産の能力で、それぞれ考えようと思うと、確かに3つないといけないかもしれないけれど、それぞれを充実すれば、2つで十分で、民間はそのような発想をするわけですね。どこかの工場に力点を置く。ただし、リスク管理があるので、2か所でやりましょうと、これは正しいと思います。ただ、3か所持っていないなくても、2か所で十分生産の能力を充実すれば、できるのではないかとか、そのような観点で見れば、3か所でなくても、2か所、これは造幣局だけでなく印刷局も確かそうですが、できるのではないかなと思いましたので、そのような観点、つまり、メーカーとしてどれだけの量がどれだけのタイムでできるのだ、期限に間に合うのかどうかという観点から、2工場でどのようにやればできるか。できないならば、確かに3工場持たないといけないわけですよ。是非、そのような観点から見ていただければ、非常にいいのかなと思います。

○ 富田分科会長

河村委員も、どうぞ。

○ 河村臨時委員

今の点ですが、造幣という事業の重要性は重々承知しているつもりではおるのですが、工場を何か所持つかということですね、これには、危機管理が当然おありになるだろうし、1つは、天災なりテロみたいな人災もあるかもしれませんし、そのようなときにどう備えるか。もう1つは、偽造貨幣が出たときに、どう備えるかがあると思います。

ただ、天災とか人災とかは、民間企業でもいろいろな分野でみんなバックアップ体制は考えます。そのような場合には、ある程度距離を離して、東京と大阪とか、別の選択肢もあるでしょうが、2か所という持ち方が割と多いと思います。でも、それは、先ほど次長がおっしゃられたように、何か計算して出るような話でもありませんので、それは定性的な判断かも分かりません。

もう1つ、偽造が出たときにどうするかですが、ここでやや論理矛盾がないかなと思いますのは、この貨幣という国の信用にかかわる非常に重要なものをお造りになっていらっしゃるからこそ、その偽造防止の技術とかの問題もあるからこそ、民営化というか、民業に委託

することはできないというお考えですね。にもかかわらず、一方で、偽造という事態が発生することを前提に、相当な余裕を持った体制を維持されるのは、やや論理の矛盾がないかなという気がいたしまして、やはり私も3工場というのは必ずしも必要かどうか。是非とも、やはり前向きに、何とかしてうまく2か所で回せないかどうか、ご検討をお願いできないかと思いますが、いかがでしょうか。

○ 岡本臨時委員

関連して。我々は、説明が分からないと言っているのです。それをだめだと言っているわけではなくて、是非組上に載せていただけませんかということなのです。こちらサイドも非常に乱暴な議論を多分しているのだと思います。ただ、そのような議論をせざるを得ない状況にあるということは是非、分かっていたいて、よろしく御検討願います。

○ 富田分科会長

では、財務省、よろしくお願いします。

○ 中村次長

やはり2が正しくて、3が間違いかということでもないのだろうと私は思います。いずれにしろ、効率的にやれるようにしなければいけないことは事実ですけれども。確かに、民間の発想を入れてやるから独立行政法人だろうと思いますけれども、そこはやはり行っている業務が、特にこれを公務員型にしてあるのは、民間の行っている業務と本質的に違うところがあるから、そのような形になっているのだろうとっておりますので、どの程度のバッファを取るのかに関して、引き続き、より効率的にできるのか、皆様方から言われるまでもなく、そこは検討していかなければいけないなと思っておりますけれども、今、この時点で東京は必要ないだろうと言われると、そこは、我々はそう思っていないことでありますし、あと、河村先生がおっしゃったところで、矛盾していると言われても、結局、では、犯罪が起きないようにお巡りさんの数を増やしたら、お巡りさんは要らないのではないかと、そのようなことにもなりかねない世界ですよ。犯罪が起きないならお巡りさんは要らないでしょう。私が曲解したのかもしれませんが、そのような見方もできる…。要するに、防犯がしっかりすれば、お巡りさんは要らなくなるのだけど、防犯のためにお巡りさんが要ると若干似た議論になるかなと思ったりしたのですけれども。すみません、ちょっと言いすぎだったかもしれませんけれど。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、造幣局につきましては、ここで、いったん、議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、国立印刷局の見直し当初案の主要なポイントについて、同じく5分程度で説明いただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、ご説明をお願いいたします。

○ 中村次長

3-2の資料、基本的に造幣と印刷は同じ資料のつくりをしていますので、それに合わせてご説明させていただきたいと思います。

1ページ目のところは、第1期中期目標期間の課題と成果ということで、ここに書いてございますように、20年ぶりに1万円、5,000円、1,000円という3券種を同時改刷しております。一方、旅券も、ICチップ内蔵型の新型旅券の製造ということで、これは、ここに書いてございますように、日銀券は、製造枚数は平年度の大体2割増しぐらいの製造を2年間続けて対応しておりますし、旅券は、直前の倍ぐらいの製造枚数をやっております。そういったものに対応する一方、葉書であるとか有価証券報告書といったものからは撤退しております。

2ページ目でございますけれども、人員も、5,575人から4,951人で、600人、大体9人に1人ぐらいの人員削減を行っており、固定的経費につきましても、約90億円、13%の削減を行っております。ラスパイレス指数も、87.9で、非常に低位な数字でとどまっております。こういったことを背景に、今回の中期計画が終わった段階で、約100億円の国庫納付を見込んでおります。

次に、3ページ目でございます。これはまた造幣局と同じような話でございますけれども、いわゆるスーパーKはもとより、日本円につきましても、パソコン関連機器の普及・高性能化など、民間の複写、印刷技術の進歩を背景とする偽札の増加に対応した3年前の3券種同時改刷、それから、最近では中国において偽1万円札が見つかっており、タイにおいても、これは古いほうで、聖徳太子の肖像画が入った1万円札ですけれども、それが日本に持ち込まれているということに見られますように、紙幣についても偽造問題が国際的に深刻な問題となっておるとともに、緊急かつ効果的な対応が求められてきております。

このような状況を踏まえれば、印刷局につきましても、造幣局と同様、偽造防止技術のカ

ウンター・インテリジェンス的な観点も含めた情報管理、緊急時における安定供給体制、偽造事件に対応するための各国通貨・捜査当局との円滑な情報交換・連携等が不可欠であり、「国民生活又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす」ことを防止する観点からも、公務員型を維持することが必要であると考えております。

それから、日銀券のほかにも、旅券、国債、印紙等、偽造抵抗力を維持する必要がある製品の製造事業についても継続する必要があると考えております。これらの製品において開発された新しい特殊インクといったような偽造防止技術を、最終的には日本銀行券に活用したり、逆に、透かし入りの紙を旅券に使用しているように、共通する偽造防止技術を使用したりしているところでございます。

一方、官報等につきましては、これは諸外国においても国の諸機関が印刷しておりますように、国の機能に不可欠な製品である官報や議案等の国会用製品等の編集・印刷事業は、引き続き実施する必要があると思っております。

ただし、これも造幣局と同じでございますけれども、引き続き特定独立行政法人として業務を継続する場合には、セキュリティ製品のうち偽造防止等の問題が少ないと思われる一部製品については、発注者に対して官民競争入札の実施の検討を依頼する等の取組を行っていきたく思っております。また、国家公務員が行える業務については制限すべきである等のご意見もあるかと思っておりますので、情報製品（刊行物等）の印刷のうち、既に民間においても製造されている製品につきましては、公共性、民間参入動向等に応じ、発注者の意向も踏まえつつ見直しを検討したいと思っております。

なお、病院経営事業についても、小田原健康管理センターについては、平成19年度に廃止を予定しておりますし、北区にあります東京病院につきましては、移管等を今検討しているところでございます。

4ページ目のところでございまして、造幣局同様、次期中期目標期間においても同じペースで効率化を行うことにつきましては、技術伝承、品質管理など、問題をクリアする必要がありますが、引き続き効率化に向けた目標を設定し、機密保持に配慮した形での省力化投資の促進、電子入稿の促進、統合業務システムの活用等による運営をさらに効率化していきたいと思っております。

印刷局については、ご存知のように、大手町などにあります実物資産の価値が、このところの地価上昇を背景に増加していると見込まれることから、整理合理化計画に示した考え方に沿って、資産債務改革の観点から有効活用を検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明をいただきました国立印刷局の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでも。

○ 岡本臨時委員

ご説明ありがとうございました。

基本的な認識は、改めて言うまでもなく、次長がおっしゃったのと同じですが、1点だけ、個別の質問に入る前に、今日のご説明の中にはなくて、今日は時間がないので質問できないと思っておりますが、印刷局は関連の財団法人がおりますよね。朝陽会というのでしょうか。こちらとの契約ですが、随意契約100%ですけれども、これは、別途、行革事務局と総務省の行政管理局から、今月末締め切りで依頼されたと思っておりますが、独立行政法人の随意契約の見直しについての内容を踏まえて、後ほど事務局から照会いたしますので、よろしくお願ひします。

それで、また同じような質問になって大変恐縮ですけど、まず1つ、官民競争入札との関係において、今日の資料ではなくて、出された見直し当初案に関してですが、言葉を読みますと、「既に民間に開放された製品、偽造防止等の問題が少ないと思われる一部の製品については、これは検討する」ということでしたよね。

そこで、先ほどおっしゃっている、これも私もよく分かったような、分からないような感じでご質問するのですが、「発注者の意向を踏まえつつ」とは、これは通常の官民競争入札の形態ではなくて、受ける立場にあるから、それは発注者がノーと言ったらしょうがないという趣旨で言われているのでしょうか。

○ 中村次長

ノーと言いますか、発注者がどうしても発注したいものを、印刷局がノーというのはなかなか難しいところがございますので、結局、発注者に理解してもらわないと、うちだけじゃなくて、ほかにも発注してくださいとお願いするしかないところです。

○ 岡本臨時委員

お願いをされるということでしょうか。

○ 中村次長

ものによっては、やるつもりでおります。

○ 岡本臨時委員

なるほど。そうすると、これは既にやられたものではなくて、今やられていないものについても検討していくとの理解でよろしいでしょうか。

○ 中村次長

例えば、同じものでも、あるものについては印刷局に来て、あるものについては民間に出しているものがありますので。例えば、切手なんかも、全部すべてが印刷局でやっているわけではありません。郵政公社さんは印刷局以外にも発注しておりますので、例えばの話ですけれども、よそに出すのをもうちょっと多くしたらどうですかというような話をしていくことになるのだらうと思います。

○ 岡本臨時委員

官民競争入札の趣旨からすれば、民間がすぐれていけば民間に出せばいいし、官がすぐれていけば官がやればいいことになるので、是非それはそのような形で正々堂々とやっていただいて、印刷局がいいのであれば堂々とやられたらいいと思いますので、そのような方向でむしろ物事を進めていただきたいと思います。それで、発注者がそう言うのであれば、そうなのでしょうということだと思います。

それから、また同じような質問になるのですが、病院については、これはもう廃止をする。ただ、東京についてはよく分からないということでしょうか

○ 中村次長

正直言いまして、廃止をしたいと思っておりますけれども、北区から、病院としての機能はなくさないでほしいと言われておりまして、したがって、病院として引き続きやっていただける方を今探しているところであります。我々印刷局としても、印刷局で絶対やりたいわけではございませんので、どこか引き継いでいただけるところを、今一生懸命探しているところですが、正直言いまして、大分あちこちから断られているのが現状であります。

○ 岡本臨時委員

ですから、私、その専門でないのでよく分からないところがありますが、財務省又は印刷局とすると、これはもう自らはやめたいのだけれども、地域医療計画で受け手がないと困る、地元が困るから、それはもう印刷局も財務省もどうしようもないとの理解でよろしいでしょうか。

○ 中村次長

確か医療法だと思いますけれども、病院の譲渡は、認可事項で、東京都の認可が要りますよね。東京都は、多分、地元がだめだったら認可しないので、したがって、地元自治体の了解を得られないと、なかなか現実問題として動かないのは実態だろうと思います。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

印刷局は7工場を保有してございましたでしょうか。これも、また、なぜ7工場かよく分からない状況にあるのですけれども、銀行券を造っていらっしゃるのが4工場で、銀行券は、枚数としては減少傾向にあるわけでしょうか。

○ 中村次長

何をもってフルというのは、なかなか基準というのは難しいのだらうと思いますけれど、現状、工場自体はフル稼働をしておると思っております。現実問題、16年の改刷にあたって、15年度から17年度は、超勤から土日の印刷もやっておりますので。今、大体平年度ベースで言うと、30億枚強刷っております。それは、そんなに変わっていない、改刷前と変わっておりません。日銀券の発行残高自体も、今、75兆円ぐらいでずっと変わらずにきていますので。

○ 岡本臨時委員

分かりました。そうすると、細かくなって恐縮ですが、滝野川と小田原と静岡と彦根、この4工場については銀行券を造っていますが、滝野川では違うもの、例えば、印紙も造っていらっしゃるのでしょうか。

○ 中村次長

印紙も少しやっています。

○ 岡本臨時委員

それから、小田原は製紙も行っていると。この4工場については、フル稼働をしている状況なので、これについては、現状、先ほどの造幣局みたいな話ではなくて、稼働状況から見ると、十分な仕事をしており、そのようなご認識でしょうか。

残る虎ノ門は、官報を中心にやられているのですが、これもまた資料的な話で非常に申し訳ないですけど、虎ノ門って非常にいい場所にございますよね。あそこにあれだけの敷地を持って、工場を保有しなければいけないのかなという、素朴な疑問がございます。官報はよく分からない部分があって、情報媒体とすると、ちょっと失礼ですが、新聞とあまり変わらないのではないのかなと思ったりもします。だから、あのような非常にいい場所に、高コストであろう場所に置いておく理由、機会費用も含めて、これはどのあたりなのかなと。これも、よく分からないと思って質問させていただいているのですけれども。

○ 中村次長

結局、官報の一番の発注者は、内閣府を中心とする各省でありまして、それから、虎ノ門は、官報以外にも、予算書とか決算書も印刷しておりまして、これは発注者が財務省主計局で、官庁の発注が非常に多い。確かに、今、電子化が進んで、電子入稿は大分進んできておりますけれども、結局、皇室関係とか国会関係などは、急に出してくれというような記事があったり、それから、現実問題として、校正などは、紙で校正をしております。したがって、霞が関、永田町に近いところで、それなりの機能を持っている必要があると思っております。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

それで、今のご説明も、そうかなと思うのですが、費用対効果はいかがなのでしょうか。官報については、天皇の国事行為でもないでしょうし、一点の曇りがあつてはいけなんでしょうか。法律案を掲載している場合もありますから、そのようなこともあるかもしれませ

んけど、必ずしも、そのような話ではないと思います。そうなってくると、ここについての費用、コスト情報は出していただけますでしょうか。

○ 中村次長

官報自体も、発注者は内閣府を中心とする各省庁ですけれども、その収支は非公開とさせていただきます。

○ 岡本臨時委員

非公開というのは、どういうことなのでしょう。

○ 中村次長

これは、結局、印刷局と各府省等との間で随意契約を行っており、価格交渉に影響しますので、そこは非公開とさせていただきたいところであります。

○ 岡本臨時委員

ちょっとよく分からないところでして、今おっしゃっているのは、随意契約だから見せられないわけですね、今、世の中で言っているのは、随意契約をやめようという流れでして、その中でいろいろな議論があるのだと思います。そうすると、印刷局が随意契約で受けなければいけない理由は、次長から見て、どのようなところにあるのでしょうか。

○ 中村次長

随意契約で受けなければと言いますか、もともと官報なるものは、法律案の公布は、官報でもって公布をするわけですね。ある意味で、法律がいつから効力が発生するのかは、これは私も法学部出身ですから、学生になったころに習った大法廷判決で、東京の官報掲載所に掲載されたときが、実際に公布された時点だと。例えば、刑事罰で公布の日から施行するときは、そこから刑事罰が適用になるのだという話で、ある意味で、国家意思はいつから効力が発生するのだろうかと言え、決める世界、決める世界ですね。そこは、新聞にいつ載ろうが、ニュースでどうだろうが、ある一時点をもって、ここから法律が施行された時点ですよと決める世界だと思うので、そこはある意味で、実際の印刷をどこがやっているかどうかは別にして、編集機能については、少なくとも先進国ではすべて国が直接やっているのは、もともと官報とはそういうものなのだろうと思います。

○ 岡本臨時委員

法律論争をするつもりは毛頭ないのですが、私も法学部なものでして、今、次長がおっしゃったのは、どこが印刷をするかを問題にしているのだと我々は思っています。だから、編集機能とかが官報の重要な構成要件であるのであれば、そこは印刷局に残して、実際にどこが印刷するかは、民間事業者でいかがかということも考えられるのではないかなと。昔の大法廷の判決が、それでどこだというのは、私には分かりませんが、そのような発想で、我々は、独立行政法人の各業務を見直そうと言っているわけで、財務省だから、印刷局だから特別にするわけにはなかなかいかないものですから、やはり同じような視点で、なぜこの法人でないといけないかを見ると、別に言葉尻でとらえるつもりはないのですが、今のどこが印刷してもいいことが諸外国であるのだとするならば、おそらくそんなに、日本の今の業態で、印刷局が最初から最後までやる必要はないのではないかなと思ったりもいたします。いかがでしょうか。

○ 中村次長

ある意味で、1つの法人でどこまでやるのが一番効率的なのかという話なのだろうと思います。現状では、先ほど申し上げたように、校正を紙でやったり、そういったこと等があって、やはり近場でやらないと、現実問題、うまく回らないという現実があることをご理解いただきたいと思います。

○ 富田分科会長

どうぞ、黒川委員。

○ 黒川臨時委員

我々も滝野川工場を見せていただいて、また、理事長さんに懇切丁寧に案内していただきまして、ありがとうございました。

先ほどフル稼働とおっしゃったのですけれども、フル稼働かどうかは大変難しく、分母が何なのか、分子が何なのかですけれども、先ほど榎谷委員がおっしゃったように、そもそもレイアウトが問題だというのもありますから、何だかよく分かりません。

一応客観的に我々が教えていただいたものと、銀行券の製造量は、平成15年度から34億枚、それから、16年度40.8億枚、17年度40.8億枚、18年度35.0億枚と、このようになって

いて、どの時点をもってフル稼働と言ったのか分かりませんが、これは新券が発行したから、そのときだけ増刷したのか、増刷に応じられるのがフル稼働だとすると、平成18年度はフル稼働ではないと。要するに、最大キャパシティはどのようなのでしょうか。

ですから、これは、指標を示していただいて、何をもってフル稼働と言うべきなのか、また事務局を通してでもいいですし、また、そちらが今ずっとフル稼働だフル稼働だとおっしゃり、我々はそうではないのではないかとということで、平行線で時間を取るのはもったいないですから、後で具体的な数字で示していただいて議論したい。

我々は、先ほどから言っているように、人数が5,500人から、今、5,100人。それから、次長さんがご説明になったように、どんどん減っていて、これから先も、5年、10先を見据えた視点を我々は持っていて、5年、10年先を見たときに、この信用経済が先ほどと全く同じで、紙幣の枚数を考えたときにこれ以上多くの銀行券が流通するとは考えにくいと思います。日本で、更に信用経済が発達して行って。だから、生産量は減っていくと思います。で、人数も自然減でもどんどん減って行って、高齢化も進んでいるわけですね。新規採用も抑えているわけですから。

ですから、そういう中であって、7工場体制を、本当に5年、10年先、合理的意思決定で維持できるかということなのです。ですから、まず日銀券を印刷している工場が4工場ある中で、1つぐらい、もう5年、10年先を見据えて、長期的に考えたときに、どこかに集約できないかと。そのときに、例えば、機械が足りないのであれば、スペースはいっぱいあるのですから、1つ廃止したところから別の工場に持っていけばいいですね。だから、そのような意味でも、集約というのでしょうか、今の4工場をそのまま置いておくのではなくて、ほかのところに持って行ってとか、そのような意味で、普通、民間だったらそう考えますよね。ですから、5年、10年先を見据えて、そのような点で考えられないか。中期計画は5年ですから、これから先、ずっと人は減っていく、生産量は増えないときに、どう考えるか。ここですね。姿勢の問題かもしれません。

○ 中村次長

1点申し上げたいのは、40億枚のときは、これは超勤して、土日も出勤して印刷していて40億枚でありますので、それをもってフル稼働と言うつもりはございません。それは100%を超えた世界だろうと思います。それは、指標のとり方の問題ではあると思いますが。

○ 富田分科会長

では、森泉委員、どうぞ。

○ 森泉委員

フル稼働についてお聞きしたいと思います。話が前後してしまうのですが、造幣局との一貫性でお聞きしたいのですが、今回の印刷局の場合は、フル稼働のもとで、地震・テロの場合のバッファは、どこの工場がとられるとお考えでしょうか。フル稼働であるならば、もうそこはぎりぎり解釈するのでしょうか。

○ 中村次長

我々は、今フル稼働については、現行の33億枚がベースだと認識しておりますので、そのようなときには土日も出勤してもらってやってもらうことなのだろうと思います。

あと、7工場、滝野川だけ印紙もつくっていますけど、今、一応セキュリティ等の関係から、基本的に紙幣とそれ以外のところは分けて造っておりますけれども、本当に必要になれば、そこは王子工場で造ることも可能、いざとなれば、そのような話になるのだろうと思います。

あと、5年、10年先、確かに電子マネーの発達とかあるのですけれども、それでは、実際、今何が起きているかという、紙幣の量は、実はそんなに減ってなくて、どちらかという、流通高、ゼロ金利だったこともあって、増えてきたことは事実ですけれども、日銀がゼロ金利を解除しても、ほとんど日銀券の発行残高は減っていませんので、そこは、20年、30年と言われると、分かりませんが、5年ぐらいで見ると、個人的見解ですけれども、そんなに増えないのではと思っております。

○ 小野国庫課長

貨幣の流通速度は、遅くなっています。電子マネーが発達している中で遅くなっていて、これは理論的にそうなるはずだというよりは、現実にならなっているという事実の問題でございます。

○ 富田分科会長

今の議論について、僕は専門ですけど、結局、信用不安の問題ですよね。私も、貨幣の流通速度は、ずっと技術革新でもって上昇していくという前提で考えていたのですけれども、結局、日本の90年代の金融危機で、やはり現金、キャッシュの利用は非常に多いですね。加

えて、今の、ゼロ金利は解除したわけですが、低金利なので、現金通貨と預金通貨の先行がうまく働かないと言ったらなんですが、現金通貨を先行する程度が非常に強い。だから、低金利の影響もあります。だから、なかなか予測は難しいことだと思うんですけど。

○ 森泉委員

今のご回答ですが、官報を製造している虎ノ門でも、いざとなれば銀行券を発行するならば、もう再編は可能ではないのでしょうか。

○ 中村次長

すみません、ちょっと私は勘違いしていました。やはり今の工場の設備から言って、4工場以外は造れませんので、撤回させていただきます。

結局、残りの1つ、今4つに分散していますので、つぶれたところ以外のところで頑張るしかないです。

○ 森泉委員

分かりました。ただ、そのお答えが、造幣局のときとちょっと矛盾する、テロ云々のところのバッファと矛盾する気がいたしましたので。

○ 小野国庫課長

補足しますと、印刷局の場合には、例えば、工場についても4工場に分かれている中で、超勤も含めて、ある程度は吸収できる余地があるわけですが、造幣局の場合には、大阪がかなりのウェイトを占めている。仮に大阪がつぶれた場合には、広島が全部大阪と同じ規模まではいきませんので、広島だけではなかなか足りないときに、関東の製造能力を、危機管理という観点でどう考えるのかということと、それと、先ほどの貨幣についても同じ要素がありますが、製造枚数について、先ほどいろいろ申し上げた流通量も踏まえながら製造枚数を決めているわけですが、今直ちにそれが恒常的に、あるいはドラスティックに減少傾向にある状況ではないことも踏まえながら、考えを整理していかなければいけない部分があるかと考えているところでございます。

○ 富田分科会長

紙幣の場合は、結局は日本銀行の負債でして、日本銀行が、紙幣が摩耗したかどうかを判

断することによって、結構新札の製造量は変わり得るものだと思います。だから、結局、発注者である中央銀行が、我が国の中央銀行券の信用をどう判断するか。だから、大震災なんか来たら、ちょっと古い紙幣でも、汚い紙幣でも、引き続き、流通させるという判断も有り得るわけですし、また、これは中央銀行の負債なので、発注者は我が国政府ではないわけですね。紙幣の場合と補助貨であるコインの場合は異なりまして、コインの場合、これは政府の負債になるわけですから、ちょっと判断が違う部分があると私は思いますね。

だから、フル稼働かどうかは、発注者から見てどうかも考えないと、先の在庫で言えば、そのような古い既存紙幣をどう扱うか中央銀行の判断も入ってき得るということだろうと思うのですけど。

非常に難しい話になりましたけど。どうぞ、稲継委員。

○ 稲継臨時委員

仮にフル稼働だという仮の前提で少し質問を続けさせてもらいたいのですが、機械がフル稼働し、機械に張り付いている人がいて、これらの直接部門の人がいて、その直接部門の人を管理監督している人がいて、管理監督している人をさらに管理している間接部門の人が各工場におられて、各工場の人たちを管理監督する人たちが本社部門におられるというように見ていきますと、その直接部門の機械とか、そこに張り付いている人は、確かにフル稼働かもしれないけれども、今の間接部門の張り付き方が異様に多いですね。非常に多い間接部門の職員が各工場と本社部門におられて、これを次期中期目標、中期期間にどれだけカットしていかれるおつもりなのか、数字を、今でなくても、後でお示ししたいと思っています。非常に多い間接部門の職員数がいます。

○ 中村次長

ご指摘を踏まえて、検討させていただきたいと思います。

○ 富田分科会長

岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

ちょっと別の論点で恐縮ですけど、先ほど、造幣局について、黒川委員が非常に遠慮がちに言われたのですが、非公務員化についての問題です。業務内容が非常に国家機密に

関わること、それから、当然、仕事をする人間が、そのような意味で守秘義務を担保されなければいけない状態にあることは分かった上で言いますと、同じようにそのようなことを言っている独立行政法人が、非公務員化されています。他方、行政改革推進法52条ですか、非公務員化の方向での法律がございます。

その中で、やはり印刷局造幣局、この2つについては、特定独立行政法人のままいることが、論理的には分からない部分があります。情緒的には、いろいろお聞きしますので、分かる部分もありますが。国家公務員身分について、今の職員と言いましょか、働いている方々に非常に愛着があると。そのような意味において、今の身分を変えてしまうとどうなるのだということはあるかもしれませんが、そのような議論がどこまで通用するのかなという気がします。だから、やはり論理性をもった理屈がないと、なかなかこの法律がある中で、厳しいのではないかなと思いますし、おそらくほかの委員の中にもそう思っていらっしゃる方はいらっしゃると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○ 富田分科会長
　　お願いします。

○ 中村次長

身分につきましては、従来から守秘義務であるとか、身分保証であるとか、国家公務員の倫理法であるとか、兼業禁止規定といったものは、公務員の枠組みが一体として秘密保持を担保していると思っております。

これも前回のときに申し上げたと思うのですがけれども、国籍条項という問題もございまして、それから、あと、実際に海外の通貨・捜査当局との連携も、公務員でおったほうが円滑に進んでいる事実もございまして。ほかに、争議権の話であるとか、経営安定ということもございまして。

また法律にも、国立印刷局法の今の規定の中にも、見直しにあたっての検討に当たっては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術及び向上による通貨制度の安定の確保の重要性に配慮するものとする配慮規定が入っておりますので、その趣旨から見ても、公務員の身分を維持すべきだと考えております。

○ 富田分科会長
　　岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

多分、ご説明はそうなのだろうと思いますけど、説明責任は、やはり独立行政法人側にあるのではないかなと思うのです。ほかの法人とは違うとご主張されるのだと思いますけれども、法律のいろいろな体系を踏まえますと、特定独立行政法人がいろいろ非公務員化されていく中で、今、次長がおっしゃったようなことも踏まえた上でも、なぜ印刷局と造幣局は、今の身分を持つ必要があるのかについて、答えは正直言ってわかりませんが、やはり説明されるべきではないかなという気がいたします。これは要望です。

○ 富田分科会長

それでは、端的にお願いいたします。

○ 中村次長

ご理解を得るように、さらに努力していきたいと思います。

○ 富田分科会長

時間も大分押しておりますけれども、国家機能の非常に重要な機能であるという前提の上で、コストの削減について議論されておられるのでしようけれども、なかなか国民には見えにくいということで、独法という制度でやっておられるからには、やはりコストの削減は、目に見える形で、また我々が評価尺度を持って見えるような形にさせていただけるように、それが今日の多くの委員のご指摘であったと思いますので、その点、よろしくお願いいたします。

あと、リスク管理もありますね。樫谷委員どうぞ。

○ 樫谷分科会長代理

リスク管理の件で、今、工場等の概要をいただいたので、滝野川と小田原と静岡と彦根で日本銀行券を造っていると。これは、例えば、地震なんかを考えたときに、小田原と静岡というのは、東海地震が起これば、隣ですよ。これで大半を造っているのです。これで、本当にリスク管理できているのですか。むしろ、静岡をやめて、岡山に持っていかしなないといけないのではないのでしょうか。これでは、リスク管理になっていないですよ。ただ、昔は製紙だったから、静岡に作りました、小田原に作りました、これは分かりますけど、リ

スク管理という意味では、これは極めて欠けているのではないかなと思いますね。この点についてもご検討いただけたらと思いますが。

○ 中村次長

ご指摘を踏まえて、いろいろ検討させていただきたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、時間の都合もありますので、ここで国立印刷局につきましては、いったん、議論を打ち切らせていただきます。

続きまして、通関情報処理センターの見直し当初案の主要なポイントについて、ご説明をお願いします。

それでは、時間の都合もございませう。5分程度でご説明をお願いいたします。

○ 塚越参事官

関税局担当参事官の塚越でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

お手元に資料を配らせていただいております。横長で、タイトルは「独立行政法人通関情報処理センター事務・事業の見直しの概要について」でございます。

独立行政法人通関情報処理センター、NACCSセンターと呼ばせていただきますが、5月の時点で、私どもから、NACCSセンターの概略については、お話しさせていただく機会があったということでございますので、本日は、このNACCSセンターに対し、現在まで、それから今後、どういった政策的な期待が寄せられて、それを我々が今どう実現しているか、実行しようとしているかに焦点を絞ってお話ししたいと思います。

資料表紙を1枚めくっていただきまして、1ページ目でございますが、こちらに「貿易手続改革プログラム」の概要とございます。これは、ご案内のとおり、「アジア・ゲートウェイ構想」の中で取りまとめられまして、「骨太2007」で決定されているものでございます。私どもの関税行政で申しますと、3つの柱が立っているわけでございますが、その中の大きな柱として、次世代シングルウィンドウの見直しとあるわけでございます。

次世代シングルウィンドウでございますが、資料2ページ目でございます。このNACCSセンターが開発・運営主体となりまして、府省共通ポータルを運営することになります。これが、この次世代シングルウィンドウの、ある意味では実体と言いますか、具現化したものと言ってよろしいのではないかと思います。そうした中で、その業務プロセスの改善を徹

底しながら、港湾、空港の貨物、国際物流のシステムが充実するように、今後機能の追加を図っていくことが課題となっております。

もう1つは、このNACCSと港湾EDI、資料の3ページをご覧ください。左が現行でございまして、現在のシングルウィンドウは、大まかに言いますと、港湾EDI、これは国土交通省の所管になっております。こちらの運営したシステムと、これはNACCSのシステム、NACCSが運営主体となったシステムが、相乗りするような形で展開しております。平成15年以降、シングルウィンドウということで、一回の入力でいろいろな手続が一回で終わるように進めているわけですが、それでも、この窓、ウィンドウが2つあることで、使い勝手がまだまだよくないことがございました。

その後、FAL条約等で、入力項目が大幅に減少したことも受けまして、さらに、国土交通省との協議も進み、また、この背景には、NACCSが、非常に港湾の基盤システムとして多くの利用者に利便性を供給してきた歴史的な経緯もあるわけですが、そういった中で、NACCSと港湾EDIを完全にもう統合すると、おそらく、来年の法律改正で、そういったようなことにも組むことといたしまして、基本的にはシングルポータル、府省共通ポータルをNACCSが運営するような形で、より利便性の高いシングルウィンドウを実現することになっております。

今申しましたように、この港湾EDIとNACCSが統合することによって、港湾関係、国のシステムでは、NACCSが完全に港湾システムの基幹システムになるわけですが、次のステップとして、4ページ目になりますが、これは実は国土交通省の資料でございます。国土交通省が、今、地方公共団体に働きかけております。なぜかと申しますと、港は地方公共団体が港湾管理者として手続を行っております。そちらのシステムをまず簡素化、それから合理化していただきまして、それが進んだ段階で、平成22年度をめどに、港湾管理者のシステムも、このNACCSセンターの運営する港湾シングルウィンドウに統合していく、次世代シングルウィンドウに統合していく考え方で展開しております。

そのために、今、国土交通省から私どもNACCSセンター等も、いろいろな地方公共団体又は関係業界に働きかけているわけですが、5ページ、ご覧いただきますように、関税法において開かれた港、即ち貿易港が、現在、全国で120あるわけですが、それが、この港湾法上の区分でいきますと、特定重要港湾、大きな港から地方港湾まで広がっている状況になります。こちらのほうで、今後は各港湾管理者のご尽力、それから、民間関係者の参加によって、統一的なシステムを展開していきたいと考えております。

これは国内の展開になるわけですが、6ページをご覧くださいと、さらには、海外との連携も進んでおります。これは簡単なポンチ絵ですが、今、ASEANの国々は、2012年をめどに、各国はそれぞれまずナショナル・シングルウィンドウ、私どものシングルウィンドウのカウンターパートになるものを構築することを今目指しております。その上で、各国のシステムの統一化を行って、ASEANのシングルウィンドウをつくろう。私どもは、将来的には、このASEANのシングルウィンドウができれば、我々のシングルウィンドウとも連携して展開していきたいと考えております。

それから、先ほどの1ページ目をご覧くださいなのですが、この貿易手続改革プログラム、非常に包括的・総括的なプログラムになっておりまして、真ん中あたりに日本版AEO制度の構築と掲げてございます。ご承知だと思うのですが、9・11以降、セキュリティの確保を物流でやっていかなければいけない。同時に、貨物の流れが停滞してはいけないということで、アメリカが音頭取りを取ったと言っただけですが、国際的な動き、World Customs Organizationという、税関の国際機関がございまして、こちらで、基準のフレームワークを、まず2005年に採択した後、2006年には、AEOガイドラインをまとめました。AEOというのは、ここにございますように、「Authorized Economic Operators」ということでございます。税関も含め、物流で参画するキャリアである船会社ですとか航空会社、さらには、フォワーダー、港湾荷役、倉庫業者、輸出入者というのもすべて含んだ形で、国際物流システムのサプライ・チェーン・マネジメントを図っていこうという動きがございまして、国際的な標準化が進んだわけですが、これもにらみながら我々はやっていかなければいけないと考えております。

そうした時に、実は、コンプライアンスを重視するとか、貨物管理をやっていくことが重要になるわけですが、その大きなツールが、まさにこの電子化でございまして、我々のカウンターパートの国々においても、その類似の電子システムと連携を図りながら、セキュリティを高めつつ、この物流の効率化を図っているのが現状でございます。

そういたしますと、現在、既にNACCSセンター、資料の8ページにございますが、アジアの10カ国のカウンターパートが作っている「Pan Asian e-commerce Alliance」、PAAと略しておりますが、こちらと接触しながら、既にマレーシアとは原産地証明を電子的にやりとりする方法はないかということで、具体的な話を進めている状況でございます。

このように、港湾における電子システムの基幹システムとして、官民共同で発展してきたNACCS及びNACCSセンターでございます。その業務の在り方は、やはりこの貿易手

続改革プログラムで、これはやはり先ほどの次世代シングルウィンドウの見直しというところに出てございますが、NACCSの在り方も、官民の検討の場を設けながら、よく協議しなさいとなっております。

従来から、NACCS自体は、その発生から官民共同のシステムとして展開したわけですが、さらにいろいろな関係者、将来の関係者も含めるような形で、今、官民協議会を開催しながら、どのような組織形態、業務の在り方がいかと、業務の本体から、どういった在り方があるかを検討しているところでございます。

そうした中で、いろいろな意見を聞いておりますと、出てまいりますご意見が、1つは、やはりこれは非常に重要な施策を担った組織であると。国の施策を担って展開する上で、政府の政策を責任持ってできる組織体ではないとだめだと。

あとは、やはり今と同様に、企業情報が入ってくるわけでございますので、この企業情報については、十分、守秘義務又はその他の観点から配慮をし、安心・安全に使えるようにしてほしいと。それから、全国に展開する港湾システムと一緒にするわけですが、こちらで全国一律に法令にきちんと従った確実なシステムで展開してほしいという話が、現時点では聞かれているところでございます。

時間をオーバーいたしましたので、申し訳ございません。以上でございます。

○ 富田分科会長

それでは、ただいまご説明いただきました通関情報処理センターの見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どなたからでもお願いします。

○ 森泉委員

ご説明ありがとうございました。

今の2ページにございました、それから、今最後に参事官がご説明くださった部分ですが、組織の在り方の検討には、民営化も視野に置かれているのでしょうか。まずそこをお聞きしたい。

○ 塚越参事官

基幹的なシステムの運営体としてどういうものがあるかということで、オープンなマインドで官民の方々とお話をさせていただいております。

○ 森泉委員

ちょっとよく分からないのですが、ということは、今のままということもあるわけですよね。私は今日のご説明、また、視察にも行かせていただきましたけれども、いろいろな資料を見まして、独立行政法人がやらなければならないものかなと、ちょっと思っております。

それで、そのようなことを踏まえまして、今、見直しという中に、どのような形態であろうとも、例えば、民営化という形態になられるかもしれませんが、民営化になった場合には、独占企業的なものになっているように思います。そのような場合に、また別の弊害というか、問題点もあるわけですが、そういった独立行政法人ではないような組織形態を検討する上で、例えば、効率化であるとか、料金設定に関するいろいろな設定の方法であるとか、または、内部統制などを担保するものとして、どのようなことをお考えでしょうか。特に、民営化などをご検討なさっている場合には、その点が、料金設定も含めまして、どのように評価体制を考えていらっしゃるかをまずお聞きしたいのが1点目です。

それから、次期のNACCSを検討するときにあたって、利用料などについては、どのような方向に持っていくのか、どのような検討をするかに関しては、どのようにお考えであるかですね。

それから、いろいろなシステムなどについてのアウトソーシングが割と少ないのかなという印象を受けました。例えば、システムの企画とか仕様書の作成などについて、どのようなアウトソーシングを考えていらっしゃるかです。

それから、組織に関しまして、私も視察で見せていただきましたけれども、川崎に参りました。しかしながら、本部は川崎であるのですが、システムは品川にあるんですね。これは、なぜ一緒にすることができないかと。品川と川崎は、今の感覚の時間距離では非常に近く、さらに東日本事務所も品川にあるならば、効率性の観点から、一緒にする検討をすべきではないでしょうか。川崎に移転を検討すべきではないでしょうか。川崎も、今、非常に便利になりましたし、そういうことをご検討いただけないかということです。

それから、地方事務所に関してですが、地方事務所の存在は、いろいろ加入促進とか、電話で対応できないような業務を扱うとなっておりますけれども、視察に伺ったときにもお話を聞きましたが、今はもう大手の企業のほとんどはNACCSに参加していると。それで、これからどの程度普及しても、残っている、今利用していないところは非常に小さいところで、そこが今後利用するかどうかは、定かでない。むしろ、今後もこのまま使わないのではないかというお話も伺いました。そうであるならば、そういうもののためだけに地方事務所を持っていることはいかなのか。業務の必要量、それから、それに伴う費用対効果を踏

まえた上で、廃止を含めて検討すべきではないかということでございます。

それから、給与水準に関してですが、ラスパイレス指数がやはり高くなっております。センターのホームページを見させていただきましたところ、その理由としまして、税関手続、国際物流に精通した専門性を有する人材を官民双方から確保しているためという説明がなされておりまして、税関の職員の出向が多いというご説明だったので、そうであるならば、税関手続に精通しているのは、これは当然なことでもありますから、給与水準が高くなる理由にはならないと思います。ですから、給与水準を適正になるように、何らかの検討をすべきだと思うのですが、どのようなことをお考えで、どのような手続で、適正化に向けてどのようにやっていかれるつもりか、お聞かせいただければと思います。

○ 富田分科会長

よろしく申し上げます。

○ 塚越参事官

まず経営形態、独占との関係というご指摘だったと思うのですが、先ほどご説明いたしましたように、このNACCSは、税関の輸出入手続がコアになっておりまして、その前後に国際物流の流れがございます。この税関の輸出入手続という部分は、国の公共サービスになるわけでございます。その前後に、入港届ですとか、今ですと、動植物検疫といったような公共サービスがつながっていますので、そこはもう独占かどうかよりは、国の公共サービスがそこに入っているのだとご理解いただけたらと思うのですが。

○ 森泉委員

いや、もしもこれを民営化した場合には、この分野にマーケットがあって、それで、参入してくる企業がいっぱいあるのでしょうかという質問です。

○ 塚越参事官

少なくとも今申しました国の公共サービス、通関手続の部分は、どの国も国のサービスで行っていることになると思います。NACCSは、それにリンクして、いろいろな民間サービスがつながっています。NACCSの中には、いろいろな民間業務ですとか、官と民のリンクした業務を連携しておりますが、それを切り離して、企業によっては、この部分は自分たちで使う、または民間のほかのパッケージを使うといったようなことが、現在も可能

ですが、今後も可能にしていきたいと思っております。

例えば、ある港のコンテナヤードは、民間でやっています、ある時期まではNACCSの物流に関する業務を使わなかったのですけれど、また使い出しました。このように、将来は利便性の高い方を使うといった動きになっていくのではないかと思います。これと類似のケースが幾つかございます。

さらに、逆に、民間システムとして参入してきて、実際は商売が成り立たなくて撤退していったものもございます。したがって、そのような意味では、現在も競争がある程度ありますし、今後も、そういった意味での競争はあるのではないかと考えております。

○ 森泉委員

そうしますと、これはもう民営化ではなくて、国が中心になって行うことを前提に考えていらっしゃるということですね。

○ 塚越参事官

税関手続の処理の部分、輸入手続の部分等につきましては、これは諸外国の例を見ても、国の公共サービスの部分が入っているのだと。それがコアになって、このNACCSは展開しているわけでございます。

○ 森泉委員

それは、もちろん、税関の手続は国がやっちらるのだと思うのですが、その申請とか、そのようなものに関して、シングルウィンドウであるとか、そのようなシステムを使っているということですよ。システムを構築して、それを国及び利用者から利用料を取って、NACCSをやっちらるということですよ。

○ 塚越参事官

このようにお考えいただいてよろしゅうございませうか。NACCS内部では、1,588の参加者がいるのですが、税関もその1つでございます。その参加者として、システムを作りあげて、その使用料を我々税関も払っております。税関手続に関連する民間業務がリンクして、NACCSのシステムができ上がっているということでございます。

したがって、ご質問のありました料金の話、我々も実は利用者として、料金については非常にセンシティブでございます。効率的に運営されて、適正な価格で供給されなくては

困るということは、ほかの参加者と同じでございまして、現在もそのような形で、料金設定にも関与して、NACCSの運営については目を光らせています。先ほどご質問ありましたように、新たな組織形態で、適切な形で、これは我々にとっても非常にセンシティブな問題なので、料金の話は考えていきたいと思っております。

それから、ほかにご質問がございましたので、次の質問に順次お答えさせていただいてよろしゅうございますか。

品川のお話ですが、確かに、今、品川は非常に有名になりまして、高いところにオフィスを持っているなというイメージかもしれません。ただ、実は、コンピューターを置くビルは、これは民間の関係する業者の方と話してもそうですが、意外と日本の中では限られています。その限られたビルの中から、コンピューターを置くスペースがなくてはいけない。逆に、本部機能は、人を移すことで、川崎の料金的にも安いところに持っていったという実情がございいます。

では、そのシステム部がなぜ品川にあるのかというご質問かと思うのですが、これは、システムをメンテナンスしていく、または開発していく、そこに参加するいろいろな民間の方々又は税関のセンターとなっている東京税関が、システム部と日夜接触していく必要があります。しかも、24時間365日体制でございいますので、随時、何か事件が起こったときには、システムのある場所に駆けつけて対応する体制が必要であることが主だった理由でございいます。

では、高いのではないかということですが、実は、8年ごとにシステムの更改をやっています、今回、抜本的な刷新で、平成20年の更改になるのですが、この際に、箱物も一緒に競争入札いたしました。スペースも非常に絞りました。その結果、非常に安い料金で借りられることになりまして、この結果、コスト的にも随分節約できている状況でございいます。

それから、地方事務所のお話でございまして、ご紹介のように、実は13あった地方事務所を、これまでに4つに統合いたしました。必要とあれば、不断の見直しをかけたいと思っております。ただ、先ほど、大手の企業がほとんど入ってしまっていますから、もうこれ以上地方でサービスをする必要はないのではないかとご指摘であったのですが、基本的には、大手もいろいろとシステムを開発して、自分たちの自社システムと、このNACCSのシステムをいろいろな形で接続してきます。NACCS側が更改したときもそういう機会がありますし、会社側もシステムを変えることもあります。私の知っている大手の会社は、2～3年毎にシステムを変えているということで、そのたびにシステムがうまくつながるかどうかという作業が入ってまいります。大手に関しても、既存の参加者についても、そういう作業

が1つあります。

それから、先ほど来、これは国の施策として、NACCSが基幹となって、港湾システム、さらには空港のシステムを拡充することになっておりまして、新規の参加者も今後増えていくと思われま。具体的には、例えば、制度が変わりまして、新しい保税蔵置場業者の制度ができたものですから、この場合は、NACCSに加入していることが、セキュリティ上の観点から非常に重要でございますので、NACCSに加入してもらわなければいけないという要件がついております。そうしますと、そういったものが新しい顧客として、参加者として入ってくる。そういったところにも、十分配慮しなければいけないと考えています。

それから、これは私どもも期待しているのですが、先ほど120の開港があると申しましたが、地方の港湾当局が管理している港湾システムとNACCSとを接続することが、日本の物流上は非常に期待されるわけでございます。これが始まりますと、そういったような新たな顧客層と申しますか、参加者があると期待しています。それに対するサービスを行っていかねばいけないのではないかと考えております。ただ、いずれにせよ、一般的でございますが、事務の在り方については、不断の見直しをかけていくことが、我々の方針でございます。

それから、給与のお話があったかと思うのでございますが、これは確かにラスパイレス指数で見ますと、NACCSセンターは、18年度で116.2となっており、徐々に下がってきてはいるのですが、まだ116という数字であります。引き続き、私どもとしては、NACCSセンターに対して、国家公務員との給与格差をなくすように指導していきたいと考えております。

ただ、先ほど、税関職員であれば、このNACCSセンターで十分働けるというご指摘ですが、実は、NACCSセンターで働いている人間は、確かに制度を熟知していなければいけないことは当然でございます。しかし、通関手続にはまだまだ複雑なところがあります。これは各国ともそうございまして、特にセキュリティを確保しながら行う必要があります。それから、我々は他法令と言っているのですが、植物検疫ですとか、中国産の食品がどんどん輸入されるとか、BSE問題がありますと米国産の牛肉をチェックするとか、それから、今、北朝鮮の輸出入規制があるので、そのような貨物をチェックするとか、それから、輸出規制で申しますと、武器・兵器そのものをチェックするのは当然ですが、この他に、兵器に転用可能となる、ある大きさ以上のトランクシャーシは輸出してはいけないとか、非常に複雑な手続がございます。従って、関税法だけではなくて、輸出入関連法令を熟知した上で、さらに、様々な参加者があり、海貨業者さんあり、倉庫業者さんあり、トラック業者さんあ

り、そのようところが、NACCSに対していろいろな要望を持ってきますので、それを調整しながら、NACCSの業務として取り入れています。しかも、それが、場合によると2～3月ごとに変わることもあります。片やコンピューターのプログラムの開発を進めていかなければいけないということで、ある意味では、例えて言えば、医療用ロボットをつくるようなもので、ロボットの知識だけでは医療ロボットはできません。医療の知識だけでは医療ロボットができません。そのような人材がNACCSでは求められているとご説明をさせていただきたいと思います。ただ、いずれにせよ、独法である限り、給与水準については、私どもは厳格、適正に指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○ 富田分科会長

森泉委員、どうぞ。

○ 森泉委員

地方事務所の不断の見直しとは、どのような見直しをなさるのかをお聞きしたいということと、それから、加入がどんどん増えているとおっしゃっていましたがけれども、どうも現地視察の際にお伺いしたところでは、そんなに増えないではないかという話をお聞きした気もするのですが、その加入率は今どのくらいなのかをお聞きしたいです。

それから、給与水準に関してですけれども、それぞれ技術は、どんな独法であっても、それぞれみんな特殊な技術を持っていたり、いろいろ専門性は高いと思います。そのようなわけですから、このNACCSだけが特別な、ロボットでない、プラス・アルファの仕事をしているから高いということは、全く理由にならないと思いますので、さらなる努力を重ねていただきたいと思います。

○ 富田分科会長

簡潔にお願いします。

○ 塚越参事官

最後の点は、全くそのとおりだと思いますので、よく指導していきたいと思っております。

それから、地方の事務所にどういった見直しをしていくか。これは、今、事務所の所在地も含めまして、今後新たな展開の中で、適切な事務所の所在地があるかどうかを含めて検討

していきたいと考えております。

それから、参加者が増えていないのではないかと。今は1,588社でございますが、先ほど申しましたように、今度の貿易改革プログラムでもいろいろとご指摘を受けまして海貨業者、それから、NVOCCというのですが、これは船会社ではない、貨物を運ぶキャリアであるとか、混載業者という言い方をしておりますが、それから、金融機関も、今後利便性を高めていきますので、さらにNACCSに入ってくるのではないかと期待されますし、決して参加者が減っている状況ではございません。むしろ、NACCSのアクセスは、貿易量と一緒に、現在1,700万件ございますが、増えているとご理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○ 富田分科会長

井上委員、どうぞ。

○ 井上臨時委員

1点、ちょっとお聞かせしていただきたいのですけれども、要は、国からいわゆる情報システムとして構築されたものがありまして、それをオープンに、いろいろな業者さんに、国も含めて、使わせているということですが、そうすると、では、そもそもこのものは、独立行政法人として、1つのこのシステムのみで、これがすべて独占的に行わなければいけないものなのでしょうか、それとも、もうこの組織体として、いろいろなところで、情報システムとして、いろいろな業者さんが入ってきて、それを構築できるのであれば、そういうような競争関係にあるべきものなのでしょうか。今の状態というのは、情報システムとして一元化して、独法が担っている。それで、変な意味で言いますと、参入障壁みたいな感じになっているのだと思うのですが、それをもっとオープンにして、ほかのところからそのような情報システムの構築が考えられないのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○ 塚越参事官

適切にお答えできるかどうか。一つ、先ほど示したのは、ある港のコンテナヤードにおいて、船の入港から、貨物をトラックで搬出するまですべて管理したシステムがございまして、ここは、先ほど言いましたように、NACCSの使い勝手が悪いときは、独自にやっていました。輸出の手続きは、確か自分たちでやっていたと思うのですが、輸入はNACCSを使って、自分たちのシステムと接続して行きました。例えば、NACCSでカバーできな

いようなところを、自分たちで補って使っているという形でやっておりました。その後、NACCSの料金が見直されたことや、その他利便性が高まったので、今、NACCSを輸出でも使うようになっております。

こういったように、NACCSは、ある意味では、税関の部分の公共サービスを核にしていろいろ展開してきたわけですが、民間が独自にやったほうが効率性・利便性が高いときは、それを選択的に使えるシステムになっております。

料金体系も、そういった形で、今後改変していくことになっておまして、実際、海と空では大分貨物の流れは違うのでございます。空のほうではかなり大手の業者さんが、自分たちのシステムを持って、NACCSの使いやすい部分に自分たちのシステムを接続してやっています。そういう意味では、NACCSと競合している部分が仮にあれば、その部分は競争して、より利便性が高ければ、そちらを使っていくというふうになっています。そういった形で、今度は民間がどんどんシステムを拡充していけば、NACCSセンターとしては、採算が取れなくなりますから、必要なサービスを供給して、実際、不要なサービスは切るといような形で、これまでも対応してきております。

○ 富田分科会長

まだ首をかしげている委員がもうございますけれど、井上委員。

○ 井上臨時委員

要は、今後、業務範囲とか利用料金、運営形態は決定されていくのだと思うのですが、独占的な情報システムではどうもないようですので、そうしますと、広く参入もできるし、また、組織形態としても、本当にこの独立行政法人としてやるべきなのか、それとも、一民間業者として、この情報システムを運営していくべきなのかという議論もあると思います。それで、競争の中で技術優位なり何優位なりを持って運営されていく方が、望ましいように聞こえました。

○ 富田分科会長

では、黒川委員。

○ 黒川臨時委員

先ほどから説明されているのは、建前上で、それでは、今、事実上、我々が視察し、それ

からお聞きしたところでは、デファクト・スタンダードになっているのではないかと。だから、先ほどから我々が言っているのは、事実上、もうここは、ある意味で、新規参入で、フィフティ・フィフティぐらいになるような、大きな対抗馬が出るのかどうかで言うと、ほとんどここが占めているのではないかと、または、ここが技術優位を持って占めざるを得なくなっているのではないかとという前提で我々は話していたのだけれども、そちらは建前上というか、制度上はみんな参入もできますよというところで、ずれていたのではないかなと思います。

では、お聞きしたいのですけれども、そうすると、我々の認識は間違っていたのかなと思ってしまうのですけれども、事実上、NACCSに対抗するものが何%ぐらいあり、NACCSは何%同じシステムで行われているのですか。

○ 塚越参事官

申し訳ございません。それでしたら、今ご指摘のように、ある意味ではNACCSは、デファクト・スタンダードというか、港湾の基幹システムになっていることは事実でございます。

ただ、先ほど来いろいろとご指摘があつて、競争できる部分は全くないのですか、それから、民間でカバーしていない部分はないのですかというご指摘に対しては、それはありますとお答えさせていただきました。

ただ、ご覧になっていただいで分かりますように、例えば、シンガポールの港や釜山の港を見ていただきたいと思います。また、そのほか、外国の空港、港湾の物流システムをご覧いただきますと、税関システムは公共システムですから、一つで、あと、実態的には、一つの港湾を取れば、事実上、一つのシステムで運営されているということでございます。

○ 黒川臨時委員

ですから、我々が言っているのは、これから組織をどのように見直すにしても、デファクト・スタンダードになってしまっている状況にあるものを、ある意味で、組織が民間になる形になったときに、市場がかなり独占される民間企業ができることについて、森泉委員は心配したということです。ですから、そちらも同じことを言っていて、そのような場合には、料金設定とか、業務がどのようになっているかについては、引き続きモニタリングしていくと、おっしゃいましたよね。だから、我々としては、では、そのように、もし仮にその後、組織形態を見直すときには、よろしくお願ひしますと、それで終わったのです。

○ 塚越参事官

大変説明が不行き届きで申し訳ございません。ご指摘のとおり努力してまいりたいと考えています。

○ 富田分科会長

ほかにいかがですか。

それでは、今日は時間の都合もありますので、ここで通関情報処理センターにつきましては、いったん議論を打ち切らせていただきます。

それでは、続きまして、日本万国博覧会記念機構の見直し当初案の主要なポイントについて伺います。

それでは、日本万国博覧会記念機構の見直し当初案につきまして、5分程度でご説明いただき、その後、質疑応答を行いたいと思います。ご説明をお願いいたします。

○ 藤岡次長

理財局の次長、藤岡でございます。それでは、着席してご説明させていただきます。

お手元の資料3-4「独立行政法人日本万国博覧会記念機構」でございます。

2ページめくっていきますと、1. 万博機構の概要という資料がございます。これは、5月に説明させていただきましたし、諸先生方、事前の資料でもご覧になっているだろうかと思いますが、端的に言いますと、昭和45年の日本万国博覧会は非常に大きなナショナル・プロジェクトだったわけですが、この成功を記念するため、実物資産である跡地、金融資産である剰余金をそれぞれ文化公園、または記念基金として継承して、万国博覧会の成功を記念していくというものでございました。

改めて、法人の特色でございますが、1つポイントがございます。国と大阪府の共同出資法人であることでございます。国が53%、大阪府が47%の法人でございます。それから、もう1点、これは機構設立以来、財政支援はゼロで、自前で財政運営を行ってございます。

それから、役職員数も順次減らしてまいっておりますけれども、職員が48名、常勤の役員が4名、非常勤の役員が1名というシンプルな組織形態でございます。ちなみに、理事長も民間のご出身の方でいらっしゃいますし、48名の職員で、財務省の出向者2名という法人でございます。独法移行に伴いまして、随時組織見直しをした結果、組織自身も4部10課、これを2部5課1センターへ、と大変にシンプルにやってきたということでございます。

2ページ、3ページ、4ページは前回もご説明させていただきましたので、今回は省略させていただきます。

5ページでございます。申し上げるまでもなく、平成20年3月31日までが私どもの独立行政法人としての中期目標期間でございます。私ども、非常にいろいろな目標を立ててまいりました。基本的に、これらに対する取組については、計画を上回る成果を達成したのではないかとございまして。公園入場者数も増加しております。ご覧のとおりでございますし、または、地元の大変な支持を受けながら運営をされてきたということでございます。

業務運営の効率化についても、非常にシンプルな法人でございます。一番大事な企画中心の法人でございますから、約9割、外部委託化をしています。人員も削減してまいりました。組織もスリムにしてまいりました。

それから、やはり経費の削減でございますとか、競争的契約も、随分これは努力してきたということでございます。18年度の入札割合は9割弱というようなこと、あるいは、最初のポツにございますが、人件費も、対独法化前と比較しまして、それを含んだ一般管理費で、22.9%減、それから、冒頭申し上げましたとおり、随意契約も非常に限られております。大変古いタペストリーがある、それを直すのはやはり随意契約でやったりということはございますけれども、基本的には競争的契約でやっております。

6ページでございます。6ページをご覧になったら分かりますが、提供サービス等の業務の質の向上、これも、私どもの、中期目標を受けて、機構は中期計画を策定したわけでございますが、計画の大きな柱でございましたけれども、入場者数も、対独法化前で増加してまいりましたし、それから、2つ目、3つ目というところ、これは今年のドイツのサミットでもございましたけれども、環境対策が国を挙げての大きな課題になってございますけれども、その中で、我が国の公園では最大規模の太陽光発電でございますとか、バイオマスエネルギーの有効利用などもやっております。また、公園事業についても、特色を生かした運営をやっている。

それから、基金についても、これも大変に高い評価をいただいてやっているわけでございますけれども、非常に透明性のある外部有識者による選考手続ということで、順調な運営を果たしているところでございます。

もとより健全な財務内容は確保しながらやっておるということでございます。

7ページでございます。今後の整理合理化ということで、新たなフェーズに入っていくということでございます。事務事業の見直し、左側の欄を申せば、万博跡地（259ha）、これはご視察していただいた先生方も多くおられますけれども、日比谷公園の16倍の広さ、大変

広大な面積でございます。それを、「人類の進歩と調和」という万博の理念を受けて、ますます発展させていく。基金事業についても、これも大規模な助成を行ってまいりました。非常に透明な選定手続をやっております。この2つの事業を、車の両輪として行っていきたい。

組織の見直しですが、これは独法設立の際のご議論、それから、必要があれば後からご説明いたしますが、昨年来の規制改革の議論の中でも、説明させていただいてございますけれども、やはり独法であるがゆえに、固定資産税の優遇措置を総務省でお認めいただいておりますわけでございますけれども、低廉な入園料を確保しているということ。万博機構が独法でなくなり、固定資産税の優遇措置がなくなれば、入園料が3,300円と試算されます。これは、一方で「じゃ、マンションをやればもうかるのではないか」と言われるかもしれませんが、そういった問題ではございません。貴重な緑地、貴重な万博の理念を伝える存在でございます。それから、万博機構は、出資割合が、国が53、府が47の法人でございますが、これについて、いずれか一方に移管することは、新たな財政支出がございますし、大阪府営については、大阪府が大反対でございます。今の独法で是非やってほしいということでございます。したがって、組織のスリム化等を図りながら、効率的な運営を確保していきたい。

そして、8ページでございますけれども、実は、理事長は民間の住友電工ご出身で、関係会社の社長などを経て来られた方ですが、今回、官民競争入札の実施等、これを考えることで、さらなる効率化を図る。特にイベント物についても、これは導入していけないか。それから、保有資産の有効活用は、もとよりこれも図っていききたいし、人件費についても、引き続き削減をしていきたいということで、財政支援を受けずに、独立採算性を堅持しながら、地球環境問題、地域の環境保全、そして、大成功を収めた日本人の誇りである日本万国博覧会の成功を記念していきたいといったことで業務運営を行い、また、中期計画の見直しに取りかかっているところでございます。

○ 富田分科会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました日本万国博覧会記念機構の見直し当初案につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、どうぞ。

○ 稲継臨時委員

どうもご説明ありがとうございました。

7ページの見直し当初案の概要に基づいて、ご質問をさせていただきます。

まず、現下の独法の抜本的な見直しから考えますと、まず公園事業を財務省の所管の法人が運営していることに、非常に違和感を覚えております。これを、国土交通省の国営公園なり、または府の公園とすることであれば何の違和感もありません。どうして万博機構という独法が、日比谷公園の16倍とおっしゃいましたが、この公園事業をどうしてこの独法が持たなければならないのか、全く理解が不可能です。これが1点です。

それから、もう1つ、基金事業ですけれども、確かに国際相互理解の促進や文化活動への助成の必要性というのは、認められますけれども、ほかの基金もたくさんあります。国際交流基金とか、芸術文化振興基金等がございますけれども、そこではなくて、日本万国博覧会記念機構がやらなければならない意義というの、これも理解できません。

どちらも理解できないので、どうしてこの機構を独法という方式で残さなければならないのかをご説明いただきたいと思っております。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 藤岡次長

稲継先生のご質問でございます。これについては、もう設立のときから極めてクリアカットで整理されていると私どもは思っております。これは、国が出資した国有地という実物資産及び国民共有の財産ともいべき万博の剰余金という金融資産、これら2つの国民共有の財産を、万博機構法に定められた目的に従い、一体として、効率的な活用がなされるよう確保していくことは、まさに、国有財産を総括する立場にある財務省において実施すべき事務であります。

ちなみに、私がどうこう言うよりは、昭和46年2月25日に衆議院の予算委員会で、後の総理、当時の福田大蔵大臣のご発言がございますので、少し、そのまま読み上げたいと思っております。「この後、地区を、どういうふうに万博を記念する施設で利用化するかという問題は、これはひとり通産省の立場でできるものじゃない。農水省の見地からやるべきものじゃない。政府全体の立場に立って、国民がどういうふうな期待を持っているかというふうなことにこたえる姿勢をとるべきである。それには、大蔵省が——これは当時大蔵省でございますが——従来も国有財産というものを管理しているということもあり、最も適当である。こういう判断から、こういうふうになった」ということでございます。

それから、もう1点、今の組織論の話については、固定資産税の問題が非常に大きな問題

と私は思っております。独法以外で固定資産税の問題をクリアするのは、これは非常にいろいろな検討をして難しい。詳細は省略させていただきますが、そういうことですが、1点、これについても、実は、もう申すまでもないことですが、私どもの法人、大阪府と緊密な連携のもとにやっている法人でございます、出資割合も53対47、それから、法律上も、業務方法書の認可、または中期目標の決定、中期計画の認可、すべて大阪府との協議事項でございます。

実は、当然でございますが、今回の見直し当初案について、大阪府の全面的な支持をいただいております。先週も、大阪府の生活文化部長からも、是非これは言ってくれ、これは大阪府の意見として引用してくれ、それで、きちんと発言してくれと言われておりますので、この点、少しそのまま申し上げたいと思います。「万博機構は、認可法人から独立行政法人へ移行したものであり、その検討経緯を踏まえれば、組織の在り方として最終形態と認識している。」一部飛ばしますが、「国、大阪府の財政支援を一切受けていないものであり、非常にすぐれているものと考えている。」組織形態についてですが、「組織形態について、民営化した場合には、固定資産税等の問題もあり、事業の継続は困難とも考えられるため、大阪府としては反対である。また、大阪府営とする場合については、大阪府に財政負担が生じるものであり、最も低コストでサービスをできる現在の組織形態をあえて変更する必要はないものとする」。これは、こういった引用をしてくれ、発言してくれと言われたから、そのまま発言しているのですが、「万博機構の事業は、大阪という土地において国家的事業として行われた日本万国博覧会の成功を記念とする、まさにナショナル・メモリアルというべきものであり、これを単に万博記念公園が大阪府にあるからという理由で、国が手を引いて、大阪府営にするというのであれば、反対である」と、こういったようなことを極めて明確に言っておられます。

当然でございますが、万博の財産である、実物資産である土地、金融資産である剰余金、これを一体として管理するものでございますから、基金事業も併せて実施する。私も、総務庁で行政改革に携わってきた経験がございますが、率直に申し上げまして本当にここは的確な運営をしてきておりますし、各方面の支持を受けているし、いろいろな議論を踏まえて、こういう形態になってきました。今言及になられた各種の基金の統合につきましては、1つのアイデアとして、そういうご意見が世の中にはあるのだなとお聞きしましたけれども、芸術文化振興基金、これは国立劇場の業務と関連した同一法人でやっておられる。あとは、国際交流基金。これを統合するといった議論、そこまでのご議論を言われる方も世の中におられるのだなということを、非常に印象深く拝聴いたしました。ただ、この点については、私

ども、別の考え方を持っていると言さざるを得ないということです。

○ 富田分科会長

稲継委員、どうぞ。

○ 稲継臨時委員

非常に優等生であるという話と、それから、大阪府に移管された場合は、非常に財政負担が発生するという話は、どこか矛盾していませんか。

○ 富田分科会長

お願いいたします。

○ 藤岡次長

ここは、本質的な意味でございます。理念的な意味を込めてということでございますが、この法人について、何か大変な災害が起こった、そんな地震なんかはないはずだという神戸でも、地震がございました。そういったことを含めて、最終的な責任をどこが負うのかという責任をやってほしいというのが、そういった単年度の収益ではなくてということです。それから、単年度の収益でいいということで、財政的に、私、優良な法人として申し上げましたけれども、誰が最終的な、つまり、万博機構の人格の付与を、独法通則法、また、個別法の万博機構法で設けたという、理念的・本源的な意味を是非ご理解いただきたいと思います。

○ 岡本臨時委員

稲継委員、よろしいですか。

○ 稲継臨時委員

理解できないということだけ申し上げたいと思います。

○ 富田分科会長

それでは、岡本委員、どうぞ。

○ 岡本臨時委員

今の次長のご説明の中で、あえて申し上げますと、最終的な責任を負うべきだから、この機構があると受けとめました。それで、問題は、そういうことが行われていない現実があるということです。例えば、エキスポランドの事故です。あれについては、前回、分科会の席上で、管理運営の責任はここにはないとおっしゃった。その点をまず確認をさせてください。

○ 藤岡次長

これは正確に申し上げなければならないと思います。実は岡本先生はよく分かった上で言っておられるので、長々と話すのも何でございませうが、まず、これも繰り返して、ジェットコースターは建築基準法上の、これは昇降機等の概念に当たります。したがって、建築基準法上の特定行政庁の規制を受けることになります。建築基準法上の昇降機等の規制の対象は、所有者である株式会社エキスポランドであるといった意味で、機構には、行政法上の責任がありません。

それから、くどいのですが、民事法上の責任についても、法的な意味での責任は、機構にはないと考えています。

ただし、当然でございますけれども、万博機構が、契約に基づいて、その契約の履行を相手に求めるということと、起こった事故に対して民事上の損害賠償、あるいは刑事法上を含めた責任を負うのは誰かということとは、やはり厳格に区別しなくてはいけないのですが、その契約の履行を求めていくという義務が万博機構がないという意味で、私は万博機構に責任がないというつもりはございません。契約に基づいて、相手に履行させなければいけない責務は負っていると私は思います。

○ 岡本臨時委員

今の次長のご説明の中で、契約上の責任は前回の発言の趣旨とは違うということをおっしゃっていると理解しました。それで、私が申したのはまさにその点でございまして、事務局の方にいろいろ調べていただきまして、エキスポランドとの業務委託契約を入手しました。その中で、確かに、今、次長がご説明になったようなことが条項で書いてあります。不干涉とかではなくて、契約上の責任があると。

で、申し上げたいことは、個々のそういう解釈の問題ではなくて、実際にこの機構が果たしている役割と、実際に起こっている事実により専門的な法律の目から見ればそういう解釈ができることになるかもしれませんが、国民の目が向かっているということではないでしょうか。

○ 藤岡次長

いろいろな国民の方々の目がございますし、まず起こった事故は遺憾な事態であったという事は紛れもない、これは万人がそのように考えていることだと思います。ただ、前回の説明では、ちょうど事故について、直接の関連付けと私にご説明を申し上げたと記憶いたしておりますけれども、法的な説明は今まで申し上げたとおりでございます。

そういった意味で、個々の事業を、委託先を含めて、健全に、法令に則った運営がなされていくべきことは当然でございます。そういったことについて、何か異論があるわけではないし、そういった点は、ある意味、あまりにも当然のことであろうかと思えます。ご趣旨、お気持ちとして、今、岡本先生が言っておられるお話の趣旨については、私ども、機構として、全力を挙げてそういうことをさせてあげたい。ただし、法的な、リーガルな問題というのは、リーガルな問題として整理すべきものであると思っております。

○ 富田分科会長

黒川委員、どうぞ。

○ 黒川臨時委員

それでは、今の続きですけど、委託契約書の中身で、ちょっと教えていただきたいところがございます。委託業務の範囲、第5条の第2項ですけれども、「甲（機構）は、必要と認めるときは、乙（エキスポランド）と協議して、前項の——というのは、いろいろ遊戯器具等の運営及び維持管理に関する業務も含めて——業務の範囲の一部の取消、中止又は内容の変更等を行うことができる」というように、書いてありますから、エキスポランドのいろいろな遊戯器具があったときに、必要と認めるときは、エキスポランド株式会社と協議して、業務の範囲の一部の取消、中止又は内容の変更を行うことができる条項が入っている。この「必要と認めるときは」という、ここを、どのようなことを想定しているのかということをお教えいただきたいのですが。

○ 藤岡次長

もとより、必要な報告、12条でございますけれども、「乙は受託業務の実施状況等について甲に報告をする」と。それから、諸般の報告義務もございます。そういったような中で、5条の2項の規定も当然でございますけれども、変更を行うことができるという、そのとお

りだと思っております。

○ 黒川臨時委員

そうすると、ちょっとうがった見方なのですけれども、第12条をお持ちになりましたから。そうすると、株式会社エキスポランドが、事故が起こったところは、先日もそうですけれども、ちゃんと検査をして、安全に運行するというような状況に疑義があるというとき、そういうような場合も、この「必要と認めた」というところには入りますか。そういうようなことが認められたときには、協議して、業務の一部の取消、中止又は内容の変更、ですから、ちょっとやめておけとか言うことはできると解釈できますか。

○ 藤岡次長

今の法体系で、冒頭申し上げましたけれども、昇降機等、その中の一部の遊戯具でございますけれども、これは基本的に建築基準法に基づいて、特定行政庁の監督のもとに行われるということでございます。今回、5月5日の事故については、特定行政庁でございます吹田市長から、5月7日付で…。

○ 黒川臨時委員

私が聞いているのは、「必要と認めたときは」というところと12条をおっしゃいましたので…。

○ 藤岡次長

吹田市が特定行政庁として、いろいろな勧告を出しまして、必要な検査を行わさせました。また、吹田市自体も、安全確保のために緊急立入検査をいたしまして、8月9日に吹田市の了解を受けて、翌日から再開したのでございますけれども、その際に、端的には、事故を起こしました「風神雷神2」という施設については、これを廃止するという、これは吹田市の指導も当然でございますし、これについては、万博機構としては、これを諒としたということでございますから、これは現実の契約に基づきながら、民事でございますから、そういう趣旨を活かしながら運営されている、こういうことです。

○ 黒川臨時委員

私が聞いているのは、事故が起こった後でそのようなことをしたのではなくて、この契約

条項上で、「甲は必要と認めたときは乙と協議して」という、この必要と認めたというときが、事故が起こったとか、そのような状況だけを想定しているのか、報告義務、「乙は受託義務の実施状況等について業務仕様書の定めるところに従い甲に報告しなければならない」ということをそちらがおっしゃいましたので、先言ったように、安全にきちんとエキスポランド社はやっているのかどうかということ、時々報告していて、それを確認して、そのときに、「ちょっとやっていないのではないか」と分かったとき、そのような場合も「必要と認めたとき」に入るかどうか。そのようなことが分かったときには、もう事故が起こる前であったとしても、そこはもうやめろというようなことが言える、そのようなことまで想定しているかどうかということを確認したいだけです。

○ 藤岡次長

具体的にそのようなケースがあるかどうか分かりませんが、事前的に、あるいは事後的に、事故等の前と後ということで、事故の事後だけを想定した規定ではないと思っております。

○ 黒川臨時委員

そうすると、事前もあるということですね。分かりました。そうすると…。

○ 藤岡次長

事前事後ということについて区別をした規定ではないと私は思っています。

○ 黒川臨時委員

分かりました。私もそう思いました。

そうすると、その「必要と認めたとき」というとき、御独法のどこまでエキスポランド社がきちんと検査とか安全上の検査等をしているかどうかということの報告を受けて、それで、安全であるかどうかということを確認しておくというような必要はあった。

○ 藤岡次長

これはリーガルな議論で、また長くなってしまうので申し訳ないのですが、前から申しています9条、10条といったような規定、あるいは11条の規定を見ましても、事故が起こった場合について、これは責任をすべて乙が負うという規定になっております。

私、先注意深く、事前事後という場合にはどういうケースが当てはまるかどうか分かりま

せんがと申し上げたとおりでございます。昇降機等でございますから、あるいは、車をチャーターする場合に、その車が車検を通っているのか、あるいは車検が適正に行われたか、昇降機等、一番典型はエレベーターでございますが、それについて、車ならば、警察規制であるとか、昇降機等なら、建築基準法が満たされているということであれば、私どもは一次的にそれを信頼してやるというのが、この前提でございます。

黒川先生も、おそらくよくお分かりになって言っておられると私は理解しておりますが。

○ 黒川臨時委員

そうすると、エキスポランド社が定期点検とか、そういうようなことをしているかどうかということ、御独法のほうは全く関与していないということですか。

○ 藤岡次長

何と申しますか、私ども、建築基準法の規制に則って行われていることは、これは、ある意味、契約における信義誠実、あるいは法令の遵守義務23条があるから、当然のことだと思っております。それで、ハイヤーを借りたときに、あるいは、そこでチャーターしたタクシーが、当然に警察規制たる各種の自動車関連法規の規制を満たしているかというのは、満たしているもの、つまり、23条は果たされているものだという前提で通常は行動しているということを申し上げたい。これは、別に、万博機構に限らず、通常の民事について一般に想定されていることだろうと私は思っております。

○ 黒川臨時委員

御独法におけるエキスポランド事業というのは、どういう位置付けだったかということをお聞きのときにお聞きしたら、メイン業務の1つであったと。このようにお聞きしたのですが、今は、そうすると、エキスポランドは単に自分がちょっとどこかへ行くときにハイヤーを借りた、そのぐらいの程度のものであったということですか。

○ 藤岡次長

万博機構法には、附帯業務という位置付けのものもございますけれども、そうではなくて、万博機構が予定している業務の中の1つであるということは間違いのないことだと思います。ただし、その中には非常に多岐にわたるものがあって、これだけであると、そこに価値判断として主なところかというところは、私どもも申し上げるところではありません。

○ 黒川臨時委員

そうではなくて、そうすると、先ほどのハイヤーを借りたというような話ではなくて、御独法の主たる業務の中を委託したと、そのような理解でよろしかったですか。

○ 藤岡次長

例え話として、警察規制について、その法令を遵守しているだろうという例として申し上げたということでございます。また、万博記念公園内には、例えば、国立民族学博物館、あるいは大阪日本民芸館、大阪府立国際文学館等々のいろいろな施設がございます。万博記念競技場もございます。すべて同じという意味で、どこが主なのかということではなく申し上げていることでございます。

○ 黒川臨時委員

分かりました。ここは微妙なところなのでね。私どもはそのように考えているということで、先ほどの契約書まで見た段階で、全く御独法の方に管理運営の今回——責任と言うと、また問題になるかもしれませんね。微妙なところですから。だから、関与しないでよかったかどうかについては、大変疑問に思っているというところです。

その後も、また、どういうわけか、このヒアリングの前になると、また問題が起こると。ですから、あまりにもびっくりなのですけれども、事故が起こった後もまた起こっているということについて、また関与しなくていいから、信用して、それで、きちんと検査をしていなかったかどうかについて、またも知らないよと。相手を、信義則に従って、相手はやっただろうと、そういうことを、また今回もおっしゃいますか。

○ 藤岡次長

まず、くどいようでございますが、建築行政法、契約法、あるいは刑事法の問題は、もう私ども何度もご説明したとおりでございます。しかしながらということで、当然でございますけれども、機構は、5月の事故の後にもエキスポ社の社長を呼び出し、厳重な注意をし、真相究明を吹田市とともどもやってくださいと。今回についても、同様なことをやってございますので、そういったことは、当然、もう何回か——多分、すべてお分かりで、私も同じ答えを申し上げているのですが、そんなところでございます。

○ 黒川臨時委員

それでは、もうちょっとよろしいですか。

では、その問題については平行線ということで、議事録に残ったということで、第三者に判断をしていただきましょう。

先ほど固定資産税の問題で、1つの案として稲継委員はおっしゃったと思うのですが、大阪府、あるいは吹田市も関係して——吹田ですか、あそこは——、そこと関係して、そこに移管した、あるいは、民営化とおっしゃいましたが、我々は民営化と言ったかどうかはわかりませんが、大阪府、あるいは吹田市が管理者になったときに、自動的に固定資産税は——固定資産税を取るのはどこになりますか。

○ 藤岡次長

当然ですが、課税庁は吹田市。

○ 黒川臨時委員

そうですね。吹田市が課税するかどうかを判断する。自動的に取らなくてはいけないのですか。

○ 藤岡次長

これは、税法上の問題と交付税法上の問題が1点ございまして、詳細は省略して、不均一課税の特例規定がない限りは、その分を交付税の算定上、取っていないということは赤になりますので、今の行政慣行として、独自減税をすることは、経済的な不利益を抜きにして、理念的にその規定を排除しておくわけではないですが、通常は行われてないということです。

○ 黒川臨時委員

通常は行われていないわけですね。ですから、大阪府と吹田市が、自分の住民のために、そこを維持したい。私も視察に行きまして、大変すばらしい公園で、あの公園は残すべきだろう、そのまま、それから、一生懸命担当の方々もやられているのはすごく分かっていて、あの公園は、近くにある大阪府の人や吹田市の人たちはとても喜んでいるだろうなと思いました。そこを、だったならば、地方自治体が、そこを自分が運営するに当たって、固定資産税を免税すれば、それだけで済む。そのような特例を作れば、それだけで済むと思うのですが、けれどもね。

ですから、先ほどのおっしゃっているのは、自分たちが固定資産税を取らざるを得ないと
言っているのに近いのですよ。自分たちで。それを前提にした固定資産税のことを心配して
いるのは、そのようなことだと思いますので、民営化したらということかもしれませんが
ども、減免すればいい。それだけで済むのではないかと思いますけれど、いかがですか。

○ 藤岡次長

率直に申しまして、今、自治体の財政は非常に厳しい状況になってございますので、先ほ
ど大阪府の意見のほうで申し上げましたけれども、現在の形態、独法の形態が最もよい形態
である、非常に優れているといったような、言葉としては最終形態として認識している。

それで、率直に言って、自治体の財政を考えた場合に、減免をするということは、これは
地方に絡んだ方は皆さんお分かりですが、それは有り得ないと思います。

もちろん、これは住民自治の観点で…。

○ 富田分科会長

だから、国の出資分をだれが買うかですよ。だって、所有者が変わらなければそのよう
なことはできないですよ、それに。

○ 藤岡次長

結局、今、富田分科会長が言われたとおり、1,220億円、今の帳簿上、平成15年の評価で
1,220億円あって、国の持ち分が647億円になります。それを府が買わなければいけないとい
う支出も、到底できない。

もし座長がお許し…。

○ 黒川臨時委員

所有権を移転しないなんては言っていないで、管理運営をどうするかという話ですよ。
今、独法が管理運営をしているというだけです。

○ 藤岡次長

おそらく、ここはすごく冷静になって考えて、独法という形態が一番いいというのは、や
はり独法というのは、認可法人のときと比べても、独法通則法に基づく、財務省の中の評価
委員会のシステム、あるいは、本評価分科会のシステムの中で、かなりガバナンスの意識が

高まってきたからこそ、冗費があったと言われればそれまでですが、それを見渡すことができた。今、独法の形態で、そういった、独法であることが悪であるということが自明であるという議論に立たない限りは、私は、うまく回っているし、成果が出てきたとっております。

○ 黒川臨時委員

分かりました。そうであれば、我々は、あんな若い女の子が、あのような事故で亡くなった。しかも、それも、独法の方には全く関与する必要はなかったという、そういうシステムが残っている、それがとてもすばらしいのだとは、全く私は思いません。これは感情論かもしれないかもしれませんが、そうであるならば、もっと関与すべきだったと。本来の自分の業務であって、委託しているというのだったら、本来ならばもっと関与すべき仕組みになっていたはずだろうと、そのように思います。これはもうこの辺で終わりにしたいと思えますけれども。

基金の問題について、これも100%優等生だということでしたけれども、この基金についても、ほかの基金もありますし、ここだけがこの基金がある。それから、ナショナル・モニュメントだからというようなことで、ここだけが特別扱い、この基金が残る、そのようにおっしゃいました。それも1つの、そちらとしては考え方もかもしれませんが、我々、いろいろなものを並列して見ていると、ここの基金はここの基金だけで存続するとは、正直言って思えない。そのように、我々としては見えるということだけお話をして、平行線のままかもしれませんが、仕方がない。そのように思います。終わりにします。

○ 富田分科会長

大体よろしいでしょうか。どうぞ、岡本委員。

○ 岡本臨時委員

自然公園としての事業と、それから、今の基金、今日のご説明だと、公園事業と不離一体というように。これは、どのような意味でしょうかね、不離一体というのは。

○ 藤岡次長

これは、実は、昭和46年の万博協会法、それから、現在の万博機構法の、ここで1ページに書いているのが条文のエッセンスでございますけど。これは、やはり日本万国博覧会の成功を記念するためであると。その中で、実物資産たる跡地と金融資産である剰余金を一体管

理として、万国博覧会、「人類の進歩と調和」でございましたけれども、この成功を記念していく、このような意味において、理念的に一体なものとしてある、こういうことでございます。

○ 岡本臨時委員

分科会長、また質問してよろしいですか。

○ 富田分科会長

どうぞ。

○ 岡本臨時委員

勘定を別にされていらっしゃるんですよね。公園勘定と基金勘定。ここは別に管理をされていらっしゃる。で、今の理念は分からなくないと思っています。そのご説明なのですが、実際、その勘定を分離されているながら、勘定に繰り入れをされていらっしゃる。なぜこれだけの金額を繰り入れされるか、理由もよく分からないのですが。

○ 藤岡次長

もちろん、法律に基づく行政でございますから、そのような理念をうたった法律の中で、公園事業に対し、基金事業から繰り入れをすることができる、基金の運用をできるという規定になっているから、これは今の制度の説明でございますけれども。

○ 岡本臨時委員

その法律の中で、法律がすべてずっとそれが正しいと私は思っていない部分もございますので。今の段階に立って、それに、実はずっと特殊法人改革をやってこられたというようにおっしゃってましたので、このように、別にしながら、お互いに繰り入れをしなければいけない状況というのがよく分からないのですが。

○ 藤岡次長

率直に言って、本来、やはり基金事業というのは、繰り入れることができる規定ですから、まずはやはり、この4ページにいろいろ書いてございますけれども、国内外で成功記念にふさわしい文化的活動とか、国際相互理解の促進に関する活動に対する助成をしていきたいの

が、これはまずの第一義の私どもの任務とっております。

しかし、片や、やはり1つの財政基盤として、同じ法人の中にっております運用益を、公園事業というのは、正直、必ず常にもうかる事業かと言いますと、そうでもない。そこはやはり必要な繰り入れをやりながら、必要な設備、必要なメンテナンスもやっていきたいという実需がある。でございますから、実は、公園事業、この4ページのほうで、細かな数字になりますけれども、今は年間1,500万円、これはもう金利が1%台でございますから、稼げないということで、まず文化的活動等への助成を重んじておりますけれども、それで必要な助成を行って、両事業が円滑に運営されていく、安定的に運営されていくということで今までやってきた、こういうことでございます。

○ 富田分科会長

それでは、もう今日は時間の都合もありますので、ここで日本万国博覧会記念機構につきましては、いったん、議論を打ち切らせていただきます。

本日ご説明をいただきました皆様におかれましては、ご多用の中、ご協力を賜り、ありがとうございました。

当分科会といたしましては、本日の議論なども踏まえつつ、今後主要な事務・事業の見直しに関する審議を深めてまいりたいと思いますので、引き続きご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、本日は、時間の関係で十分なお質問等ができなかった委員がおられるかもしれません。その場合は、後日、事務局を通じて照会したり、必要に応じ、ワーキング・グループで再度ヒアリングをお願いすることがありますので、その際にはご対応方、何とぞよろしくお願いいたします。

財務省の皆様方にはご退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

(財務省退席)

○ 富田分科会長

以上で、本日予定の見直し当初案に関する府省からのヒアリングを終了いたします。

最後に、事務局から報告事項等がありましたら、説明をお願いいたします。

○ 白岩評価監視官

本日は、長時間にわたり、大変ありがとうございました。いろいろな説明があるというので、感動して聞いておりました。

なお、10月1日、政府の行政改革推進本部の行政減量・効率化有識者会議におきまして、これまでのヒアリングの状況、それから、先生方の議論の状況について、検討状況を報告しろという指示が来ておりますので、事務局から報告させていただく予定でございます。また、いろいろその点につきましては、資料等については、分科会長や皆さんとご相談させていただきたいと思います。

それから、今後の分科会とワーキング・グループの日程につきましてですが、これは、追って事務方からご照会、ご連絡させていただきます。

それから、関連会議のヒアリング日程について、資料を入れさせていただきました。現時点で事務局が把握している日程が書いてあると思います。下線が引いてあるのが、ヒアリングしていただいた35法人にかかるものということでございます。

それから、もう1点、急遽配付させていただきました。この円グラフの資料でございます。これは、実は、昨日、第2ワーキング・グループの先生方と議論している過程で、このような資料があった方がいいのではないかと自覚いたしまして、財務省主計局が作成されました資料につきまして、主計局のご協力を得て配布させていただきました。マスコミにも配布されているものでございます。これは一般会計と特別会計において、独立行政法人に対してどのようなお金が出ているかが一覧になっております。

これ、いろいろな解説があろうと思いますけれども、特にNEDOとか、そのような独法が資金面においてどのぐらいのサイズになるのかを、極めて視覚的に分かると思いますので、ご参考にしていただければと思います。

この3枚目のところでぱっと見ていただきますと、政治のレベルで、例えば、独立行政法人に流れている資金が3.5兆円あるというデータの根拠はここではないかなと、主計局は考えているということで作っていただいていますので、ああ、こんなことなのかと。見てのとおり、政府全体として、科研費は伸ばさなければいけない政策の決定の中で、例えば、1枚目でいきますと、一般会計だけでも1兆1,362億円、独法に流れているのはこれだけでございますと。このようなものを一遍に全部ゼロにしろという議論の中で、我々、先生方にいろいろご苦勞をかけている状況でございます。客観的に、しかも分かりやすいということで配付させていただきました。

以上でございます。

○ 富田分科会長

それでは、本日は、長時間にわたりますご審議、お疲れさまでございました。

今日は、ご多忙の中、ありがとうございました。

— 了 —